

株 主 各 位

証券コード 9843
2026年6月8日
(電子提供措置の開始日2026年5月28日)

札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

株式会社ニトリホールディングス

代表取締役社長 白井俊之

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

記

1. 日 時

2026年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始時刻：午前9時）

（なお、上記の日時で株主総会を開催する理由は、国際財務報告基準の適用にかかる会計処理を
勘案したことによります。）

2. 場 所

札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号 当社札幌本社6階会議室

3. 会議の目的事項

報告事項 1. 第54期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並び
に会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第54期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

招集ご通知

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って、2026年6月24日（水曜日）午後6時00分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

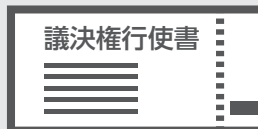
- ◎議決権行使書面において、議案につき賛否のご表示のない場合、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ◎書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ◎インターネット等により、複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。
- ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、下記の事項については記載していません。従いまして、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ①事業報告のうち「主要な事業内容」、「企業集団の従業員の状況」及び「主要な借入先及び借入額」並びに「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「会社の支配に関する基本方針」及び「剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針」
 - ②連結計算書類のうち「連結持分変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③計算書類のうち「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会に当日ご出席される場合

株主総会開催日時 **2026年 6月25日(木曜日) 午前10時**

定時株主総会開催のご案内同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

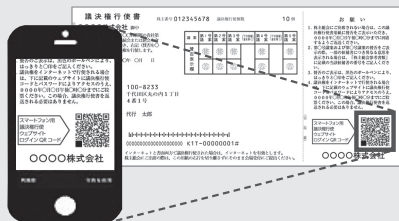


株主総会に当日ご出席されない場合

議決権行使期限 **2026年 6月24日(水曜日) 午後6時00分到着分まで**

(1) 「スマート行使」による方法（「議決権行使コード」・「パスワード」入力不要）

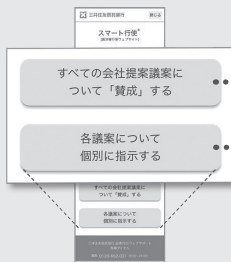
1 議決権行使書用紙のQRコードを読み取る



スマートフォンやタブレット端末で、議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取る

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 議決権行使方法を選ぶ



議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

3 議案の賛否を選択



画面の案内に従って議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

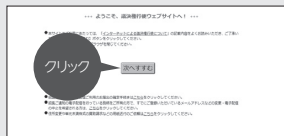
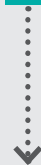
※一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力ください。

株主総会に当日ご出席されない場合

(2) 「議決権行使ウェブサイト」による方法

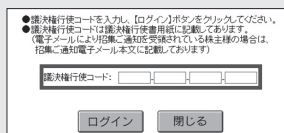
1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

議決権行使ウェブサイトURL <https://www.web54.net/>



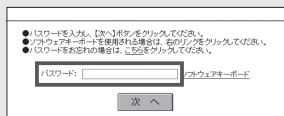
議決権行使書用紙に記載された
「携帯用QR」からもログインいただけます

2 ログイン



議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」を入力

3 パスワード の入力



議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」を入力

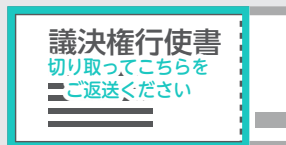
以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください。

パスワードのお取扱い

- パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本総会終了まで大切に保管願います。
- お電話によるパスワードのご照会にはお答えいたしかねます。
- パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従って手続きください。

(3) 郵送による方法

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、右記のように切り取ってご投函ください。



ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 **三井住友信託銀行株式会社 証券代行部**

インターネット等による議決権行使について  **0120-652-031** (9:00~21:00)

その他のご照会  **0120-782-031** (平日9:00~17:00)

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じとします。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。また、取締役武田政則氏は2025年9月30日をもって辞任により退任しております。つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役1名を増員することとし、取締役6名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関し、監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1 再任	にとり あきお 似鳥 昭雄	代表取締役会長	13回中12回 (92.3%)
2 再任	しらい としゆき 白井 俊之	代表取締役社長	13回中13回 (100%)
3 新任	ながい ひろし 永井 弘	—	—
4 再任	みやうち よしひこ 宮内 義彦	社外・独立 取締役	13回中13回 (100%)
5 再任	よしざわ なおこ 吉澤 尚子	社外・独立 取締役	13回中13回 (100%)
6 新任	やまざき りょうこ 山崎 良子	社外・独立 —	—

株主総会参考書類

候補者番号 **1** **にとり あきお 似鳥 昭雄** **再任** (1944年3月5日生) 所有する当社株式の数 取締役会への出席状況
17,052,410株 13回中12回 (92.3%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1972年3月	当社設立 専務取締役	2020年3月	株式会社ニトリパブリック代表取締役会長【現任】
1978年5月	当社代表取締役社長	2023年9月	株式会社ニトリデジタルベース取締役ファウンダー【現任】
2010年5月	明応商貿(上海)有限公司董事長	2023年12月	株式会社ニトリファニチャー代表取締役会長兼社長【現任】
2014年5月	株式会社ニトリファシリティ代表取締役会長	2024年1月	NITORI FURNITURE VIETNAM EPE会長【現任】
2016年2月	当社代表取締役会長【現任】	2024年2月	株式会社ニトリ代表取締役会長兼社長【現任】
2016年6月	似鳥(中国)投資有限公司董事長	2025年4月	SIAM NITORI CO., LTD. 会長【現任】
2017年5月	株式会社ホームロジスティクス取締役ファウンダー【現任】	2025年5月	株式会社島忠代表取締役会長【現任】
2018年4月	株式会社ホーム・デコ取締役ファウンダー【現任】	2025年9月	株式会社オールリンク代表取締役会長【現任】
2020年2月	株式会社Nプラス代表取締役会長【現任】		

取締役候補者とする理由

候補者は、当社のロマンの実現に向けて、常に優れた先見性と強力なリーダーシップを発揮して、会社を牽引し、一家具店を日本最大級のホームファニシングチェーンに成長させるまでに至りました。今後も、経営方針・企業戦略の意思決定並びに業務執行の監督機能を担う取締役として、適任と考え、取締役候補者とするものであります。

候補者と当社の特別の利害関係等

似鳥昭雄氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号 **2** **しらい としゆき 白井 俊之** **再任** (1955年12月21日生) 所有する当社株式の数 取締役会への出席状況
211,793株 13回中13回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月	当社入社	2017年3月	株式会社ホーム・デコ代表取締役会長
2001年5月	当社取締役	2017年4月	似鳥(太倉)商貿物流有限公司董事長
2004年5月	当社常務取締役	2017年5月	株式会社カチタス取締役【現任】
2008年5月	当社専務取締役	2018年12月	株式会社Nプラス取締役【現任】
2010年5月	当社取締役専務執行役員	2019年3月	株式会社ニトリファニチャー取締役【現任】
2014年5月	当社代表取締役副社長	2020年2月	株式会社ニトリ取締役【現任】
	株式会社ニトリ代表取締役社長		SIAM NITORI CO., LTD. 会長
	株式会社ニトリファシリティ代表取締役社長	2020年3月	株式会社ニトリパブリック取締役【現任】
2016年2月	当社代表取締役社長【現任】	2023年6月	株式会社島忠取締役【現任】
2017年3月	株式会社ニトリパブリック代表取締役会長	2023年8月	株式会社ホームロジスティクス代表取締役会長【現任】
	似鳥(中国)投資有限公司董事長	2024年8月	株式会社ニトリデジタルベース代表取締役会長【現任】

取締役候補者とする理由

候補者は、店舗運営、人事、商品開発、物流、海外事業等、幅広い業務経験を有し、2014年5月から2020年2月まで株式会社ニトリ代表取締役社長を、また2016年2月からは、当社代表取締役社長を務めるなど、当社グループの経営全般にわたり豊富な経験と知見を有していることから、取締役候補者とするものであります。

候補者と当社の特別の利害関係等

白井俊之氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者
番号3 ながい ひろし
永井 弘

新任

(1964年9月10日生)

所有する当社株式の数 取締役会への出席状況
2,995株 —

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年4月	トヨタ自動車株式会社入社	2013年3月	UNIQLO USA LLCグループ執行役員
1993年9月	Toyota Motor Sales,U.S.A.,Inc.マネージメントトレーナー		マーケティング戦略及びECビジネス統轄
1997年11月	トヨタ自動車株式会社	2015年9月	当社入社
	Virtual Venture Company マネージャー	2018年7月	当社執行役員
2001年4月	株式会社ファーストリテイリング入社	2021年5月	当社上席執行役員
2006年8月	同社商品・マーケティング統括部部長	2022年5月	当社常務執行役員【現任】
2008年3月	同社グループ執行役員 生産管理業務統括	2024年2月	株式会社ニトリ取締役専務【現任】
		2025年2月	株式会社島忠取締役【現任】

取締役候補者とする理由

候補者は、マーケティングや営業企画に関する豊富な経験・知見を有するとともに、当社グループにおいては、国内事業の統括に携わり、事業拡大と収益力強化に貢献してまいりました。これらの実績から、今後の当社の中長期的な成長戦略の遂行及び経営基盤強化のために必要な人材と判断し、取締役候補者とするものであります。

候補者と当社の特別の利害関係等

永井弘氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者
番号4 みやうち よしひこ
宮内 義彦

再任

社外・独立

(1935年9月13日生)

所有する当社株式の数 取締役会への出席状況
4,129株 13回中13回(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1960年8月	日綿實業株式会社(現 双日株式会社)入社	2003年6月	同社取締役兼代表執行役会長・グループCEO
1964年4月	オリエント・リース株式会社 (現 オリックス株式会社)入社	2006年4月	株式会社ACCESS社外取締役【現任】
1970年3月	同社取締役	2014年6月	オリックス株式会社シニア・チェアマン【現任】
1980年12月	同社代表取締役社長・グループCEO	2017年6月	カルビー株式会社社外取締役【現任】
2000年4月	同社代表取締役会長・グループCEO	2019年10月	ラクスル株式会社社外取締役【現任】
		2020年5月	当社社外取締役【現任】

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割

候補者は、オリックス株式会社の経営に長年携わるなど、企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しております。当社取締役に於いても、中長期計画・経営戦略等について、大局的見地から積極的にご助言をいただくなど、社外取締役として、その役割を適切に果たしていただいております。上記の理由から、今後も、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。

社外取締役在任年数：6年(本総会終結時)

候補者と当社の特別の利害関係等

宮内義彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

株主総会参考書類

候補者番号 **5** よしざわ なおこ **吉澤 尚子** 再任 所有する当社株式の数 取締役会への出席状況
社外・独立 (1964年5月29日生) — 13回中13回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年8月	富士通株式会社入社	2018年9月	同社執行役員常務兼FUJITSU Intelligence Technology Ltd. CEO
2009年9月	同社モバイルフォン事業本部統括部長	2019年11月	同社執行役員常務
2011年10月	米国富士通研究所グローバル開発センター長		兼デジタルソフトウェア&ソリューション
2016年4月	富士通株式会社アドバンスシステム開発本部長代理兼AⅠ推進室長		ビジネスグループエバンジェリスト
2017年4月	同社執行役員兼AⅠ基盤事業本部長	2021年5月	当社社外取締役【現任】
2018年4月	同社執行役員常務兼デジタルサービス部門副部門長	2021年6月	ヤマハ株式会社社外取締役【現任】

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割

候補者は、長年にわたり富士通株式会社の様々な事業分野における重要な職務を経験し、同社のDX推進に従事するなど、企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しております。当社取締役会においても、DXを推進するためのIT強化施策等について、専門的見地から積極的にご助言をいただくなど、社外取締役として、その役割を適切に果たしていただいております。上記の理由から、今後も、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。社外取締役在任年数：5年（本総会終結時）

候補者と当社の特別の利害関係等

吉澤尚子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号 **6** やまざき りょうこ **山崎 良子** 新任 所有する当社株式の数 取締役会への出席状況
社外・独立 (1954年11月6日生) — —

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2004年11月	駿台国際教育センター株式会社代表取締役社長【現任】	2015年4月	駿台教育センター株式会社取締役会長【現任】
2005年12月	エスエイティーター株式会社取締役会長【現任】	2019年5月	株式会社東急文化村社外取締役【現任】
2006年4月	学校法人駿河台学園理事長【現任】	2024年4月	学校法人駿台甲府学園理事長【現任】
2007年4月	駿台文庫株式会社代表取締役会長【現任】		

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割

候補者は、長年にわたり国内外の教育関連事業の経営に携わり、複数の教育機関及び関連企業において要職を歴任するなど、教育分野に関する豊富な経験と高い見識を有しております。その専門的な経験と見識に基づき、当社のガバナンス強化や人材育成、社会的価値向上に対する有益な助言をいただけるものと考えております。上記の理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。

候補者と当社の特別の利害関係等

山崎良子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 宮内義彦氏、吉澤尚子氏及び山崎良子氏は、社外取締役候補者であり、各氏は当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。「社外取締役の独立性判断基準」につきましては、電子提供措置事項の14頁をご参照ください。
2. 宮内義彦氏及び吉澤尚子氏につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所の規定に基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、山崎良子氏につきましても、東京証券取引所及び札幌証券取引所の規定に基づく独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合には、同氏を独立役員とする予定であります。
3. 宮内義彦氏及び吉澤尚子氏と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当社は、両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、山崎良子氏の選任が承認された場合には、当社は、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。これにより役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等（但し保険契約上で定められた免責事由を除きます。）を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約の被保険者は、当社及び国内外の子会社（一部を除く。）の取締役及び執行役員となります。また、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は2027年2月に同内容で更新を予定しており、各候補者の選任が承認された場合には引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 各候補者の「所有する当社株式の数」には、当社役員持株会における持分を含めた実質的株数を記載しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役久保隆男氏、井澤吉幸氏及び安藤久佳氏は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会への出席状況	監査等委員会への出席状況
1 再任	くぼ たかお 久保 隆男	取締役 (常勤監査等委員)	13回中13回 (100%)	13回中13回 (100%)
2 再任	いざわ よしゆき 井澤 吉幸	社外・独立 取締役 (監査等委員)	13回中13回 (100%)	13回中13回 (100%)
3 再任	あんど う 安藤 久佳	社外・独立 取締役 (監査等委員)	13回中13回 (100%)	13回中13回 (100%)

候補者
番号1 くぼ たかお
久保 隆男

再任

(1946年1月14日生)

所有する当社株式の数
102,432株取締役会への出席状況
13回中13回 (100%)
監査等委員会への出席状況
13回中13回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年12月	当社入社	2004年5月	当社常勤監査役
1989年2月	当社経営政策室室長	2010年8月	株式会社ニトリ監査役【現任】
1993年5月	当社常勤監査役		株式会社ホームロジスティクス監査役【現任】
2001年5月	当社取締役 当社経営企画室室長	2016年5月	当社取締役(常勤監査等委員)【現任】
2003年4月	当社社長室室長	2021年4月	株式会社島忠監査役【現任】

取締役候補者とする理由

候補者は、当社において、取締役・監査役を務め、経営全般にわたる豊富な経験と財務・会計に関する相当程度の知見を有していることから、監査等委員である取締役候補者とするものであります。

候補者と当社の特別の利害関係等

久保隆男氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者
番号2 いざわ よしゆき
井澤 吉幸

再任

社外・独立

(1948年2月10日生)

所有する当社株式の数
2,425株取締役会への出席状況
13回中13回 (100%)
監査等委員会への出席状況
13回中13回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1970年4月	三井物産株式会社入社	2009年12月	株式会社ゆうちょ銀行取締役兼代表執行役社長 (CEO)
1997年9月	ドイツ三井物産有限会社社長	2015年5月	ブラックロック・ジャパン株式会社代表取締役会長 CEO
2000年6月	三井物産株式会社取締役情報産業本部長	2021年4月	同社取締役会長
2004年6月	同社常務執行役員関西支社長	2022年5月	当社社外取締役(監査等委員)【現任】
2007年4月	同社専務執行役員		株式会社セブン&アイ・ホールディングス社外取締役【現任】
2007年6月	同社代表取締役専務執行役員	2022年6月	三櫻工業株式会社社外取締役【現任】
2008年4月	同社代表取締役副社長執行役員		

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割

候補者は、三井物産株式会社の経営に長年携わり、企業経営に関する豊富な経験を有しております。また、ブラックロック・ジャパン株式会社の経営をリードする中で、経営者としてのみならず、投資家としての立場においても高い見識を獲得しており、当社取締役会においても、財務戦略・投資戦略等について積極的に意見をいただくなど、社外取締役として、業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしていただいております。

上記の理由から、今後も、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。

監査等委員である社外取締役在任年数：4年（本総会最終時）

候補者と当社の特別の利害関係等

井澤吉幸氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者
番号

3

あんどう ひさよし
安藤 久佳

再任

社外・独立

(1960年4月24日生)

所有する当社株式の数

—

取締役会への出席状況

13回中13回 (100%)

監査等委員会への出席状況

13回中13回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月	通商産業省入省	2015年7月	経済産業省商務情報政策局長
2005年7月	経済産業省製造産業局鉄鋼課長	2017年7月	同省中小企業庁長官
2007年7月	同省資源エネルギー庁長官官房総合政策課長	2019年7月	同省経済産業事務次官
2008年7月	同省経済産業政策局経済産業政策課長	2021年7月	同省退官
2008年12月	同省大臣官房総務課長	2022年5月	当社社外取締役 (監査等委員) 【現任】
2009年9月	内閣総理大臣秘書官	2022年6月	丸紅株式会社社外取締役 【現任】
2010年7月	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部長		株式会社豆蔵デジタルホールディングス社外取締役
2013年6月	同省関東経済産業局長	2023年6月	東京中小企業投資育成株式会社代表取締役社長 【現任】

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割

候補者は、経済産業事務次官をはじめ要職を歴任し、豊富な経験と専門的な見識を有しております。当社取締役会においても、グローバル戦略やセキュリティ対策等について積極的に意見をいただくなど、社外取締役として、業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしていただいております。

上記の理由から、今後も、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。

監査等委員である社外取締役在任年数：4年（本総会最終時）

候補者と当社の特別の利害関係等

安藤久佳氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 井澤吉幸氏及び安藤久佳氏は、社外取締役候補者であり、両氏は当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。「社外取締役の独立性判断基準」につきましては、電子提供措置事項の14頁をご参照ください。
2. 井澤吉幸氏及び安藤久佳氏につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所の規定に基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
3. 久保隆男氏、井澤吉幸氏及び安藤久佳氏と当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、各氏の再任が承認された場合には、当社は、各氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。これにより役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等（但し保険契約上で定められた免責事由を除きます。）を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約の被保険者は、当社及び国内外の子会社（一部を除く。）の取締役及び執行役員となります。また、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は2027年2月に同内容で更新を予定しており、各候補者の再任が承認された場合には引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 各候補者の「所有する当社株式の数」には、当社役員持株会における持分を含めた実質的株数を記載しております。

以上

ご参考（1）議案が承認されたのちの役員の構成（2026年6月25日以降の経営体制）

議案	候補者 番号	氏名	監査等 委員	当社が取締役に期待する経験・知見										
				① 企業経営	② 現状否定	③ 商品開発	④ サプライチェーン マネジメント	⑤ IT・DX	⑥ グローバル	⑦ 人材開発	⑧ 法務・ リスクマネジメント	⑨ 内部統制・ ガバナンス	⑩ ファイナンス	⑪ サステナビリティ
第1号 議案	1	にとり 似鳥 あきお 昭雄	再任	●	●	●	●		●	●		●		
	2	しらい 白井 としゆき 俊之	再任	●	●	●	●	●	●	●				●
	3	ながい 永井 ひろし 弘	新任	●	●			●	●		●			●
	4	みやうち 宮内 よしひこ 義彦	再任 社外・独立	●			●		●		●		●	●
	5	よしざわ 吉澤 なおこ 尚子	再任 社外・独立	●				●	●	●	●			
	6	やまざき 山崎 りょうこ 良子	新任 社外・独立	●				●	●	●		●		
第2号 議案	1	くぼ 久保 たかお 隆男	再任	○	●		●				●	●	●	
	2	いざわ 井澤 よしゆき 吉幸	再任 社外・独立	○	●			●	●		●	●	●	
	3	あんどう 安藤 ひさよし 久佳	再任 社外・独立	○				●	●		●	●	●	●
—	かねたか 金高 まさひと 雅仁	社外・独立	○						●	●	●	●	●	

各取締役が保有する各スキルの概要については、下記をご参照ください。

①企業経営	自ら経営者として企業経営を行った経験がある。
②現状否定	常に現状を否定し、観察・分析・判断を繰り返しながら改善・改革に臨む、当社の経営層に必須のマインドを備えている。
③商品開発	「お、ねだん以上。」でトータルコーディネートを実現できるような魅力的な商品を開発するスキルを備えている。
④サプライチェーンマネジメント	当社独自のビジネスモデル【製造物流IT小売業】を発展させ、調達から販売までの仕組みを最適化するスキルを備えている。
⑤IT・DX	ITの活用、DXを通じて、全社的な業務プロセスの改善を推進するスキルを備えている。
⑥グローバル	マクロな経済観やグローバル・ビジネスに関する知見を持ち、海外事業を牽引するスキルを備えている。
⑦人材開発	人材教育・人材育成に関する経験が豊富であり、人的資本の増強を図るスキルを備えている。
⑧法務・リスクマネジメント	法務、コンプライアンス等に関する知識を有し、事業に潜むリスクを発見、コントロールするスキルを備えている。
⑨内部統制・ガバナンス	大組織の運営経験や内部統制に関する知識を有し、組織の管理・監督の仕組みを最適化するスキルを備えている。
⑩ファイナンス	会計や金融、税務等に関する知識を有し、財務的な側面から企業経営を支えるスキルを備えている。
⑪サステナビリティ	企業を持続的に発展・成長させるために不可欠なサステナビリティ経営の視点を備えている。

ご参考（2）

＜社外取締役の独立性判断基準＞

当社において、社外取締役のうち、以下の各号のいずれにも該当しない社外取締役を独立取締役として、指定するものとする。

- ① 現在及び過去10年間に於いて当社または当社子会社の業務執行取締役、執行役員、支配人その他の使用人（以下総称して「業務執行者」という）であった者。
- ② 当社の総議決権数の10%以上を直接もしくは間接に有する者または法人の業務執行者。
- ③ 当社または当社子会社を主要な取引先とする者（注1）もしくはその業務執行者及び当社または当社子会社の主要な取引先である者（注2）もしくはその業務執行者。
- ④ 当社または当社子会社の会計監査人もしくはその社員等。
- ⑤ 当社または当社子会社から役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士等。（当該財産を得ている者が、法人、組合等の団体である場合は、当該団体に属する者をいう。）
- ⑥ 当社または当社子会社から年間1,000万円を超える寄付、助成金を受けている者もしくはその業務執行者。
- ⑦ 過去3年間に於いて②から⑥に該当する者。
- ⑧ 配偶者または二親等内の親族が、①から⑦に該当する者。ただし、該当する者が業務執行者である場合は、重要な業務執行者（注3）に限る。
- ⑨ その他、①から⑧に該当しない場合であっても、一般株主全体との間に、恒常的な利益相反が生じるおそれのある者。

以 上

注1：直近事業年度において、当社または当社子会社が、当該取引先の年間連結売上収益の2%以上の支払を行った取引先をいう。

注2：直近事業年度において、当社または当社子会社に対し、当社の年間連結売上収益の2%以上の支払を行った取引先、もしくは直近事業年度末において、当社または当社子会社に対し、当社の連結資産合計の2%以上の金銭の融資を行っている取引先をいう。

注3：業務執行者のうち、取締役（社外取締役を除く）、執行役員、支配人及び部署責任者等の重要な業務を執行する者をいう。

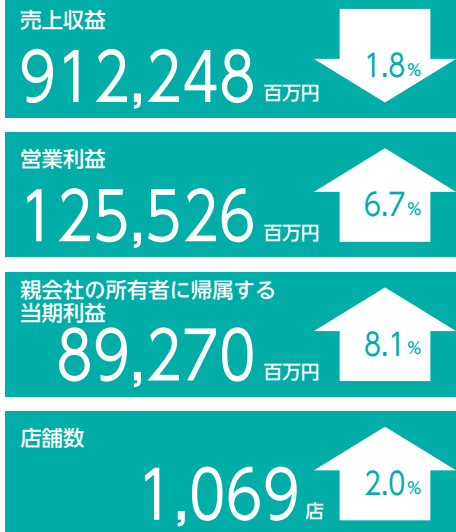
1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

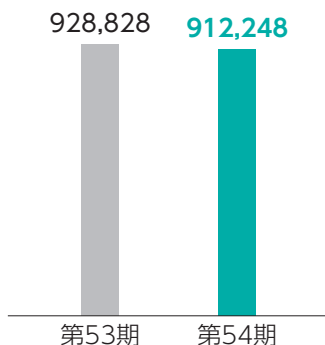
当連結会計年度（2025年4月1日から2026年3月31日）における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されておりますが、中東情勢や金融資本市場の変動の影響、米国の通商政策をめぐる動向などに注意する必要があります。

家具・インテリア業界におきましては、消費者態度指数の回復の遅れにより、特に耐久消費財に対する購買意欲低下の影響を受けております。加えて、業種・業態の垣根を越えた販売競争の激化、人手不足による人件費の高騰、並びに原油価格の高騰に伴う原材料価格及び物流コスト等の増加により、従来にも増して厳しい経営環境となっております。

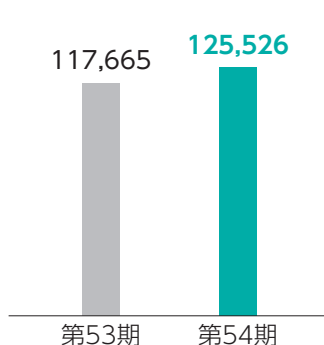
当連結会計年度における主な経営成績は次のとおりであります。



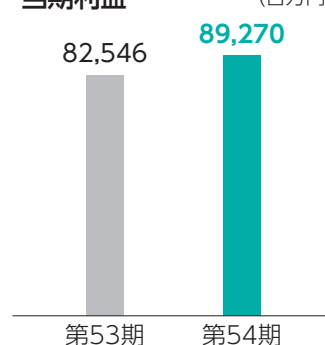
売上収益 (百万円)



営業利益 (百万円)



親会社の所有者に帰属する
当期利益 (百万円)



事業報告

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)	増減額 (百万円)	増減率 (%)
売上収益	928,828	912,248	△16,580	△1.8
営業利益 (利益率)	117,665 (12.7%)	125,526 (13.8%)	7,861	6.7
親会社の所有者に帰属する 当期利益	82,546	89,270	6,723	8.1

セグメント別の経営成績は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)	増減額 (百万円)	増減率 (%)	
ニトリ事業	売上収益	820,886	816,196	△4,690	△0.6
	(外部顧客への売上収益)	(809,684)	(803,548)	(△6,136)	(△0.8)
	セグメント利益	118,975	118,381	△593	△0.5
島忠事業	売上収益	119,596	110,273	△9,323	△7.8
	(外部顧客への売上収益)	(119,143)	(108,699)	(△10,444)	(△8.8)
	セグメント利益	△1,288	7,212	8,500	—

① ニトリ事業

国内の営業概況といたしましては、当連結会計年度において、ニトリ40店舗、デコホーム22店舗を出店いたしました。売上実績といたしましては、国内既存店の客数が前期比92.8%となり、売上が前期比95.8%となりました。足元における客数の減少は、デザインや機能、価格競争力に優れた新たな商品の開発が十分に進まず、適時に商品提案を行えなかったことにより、お客様の期待に応えられなかったことが要因であると認識しております。この課題を解決し、お客様にご支持いただける商品開発を推進するため、商品部の組織体制を変更し、商品開発の質・量・スピードを一層高める体制を構築しております。加えて、価格競争力の強化に向けた原価低減の取り組みとして、仕様変更による商品切り替えや原材料の見直しに加え、新規サプライヤーの開拓及び既存サプライヤーとの取引条件の見直しを進めるとともに、原材料から自社で製造する体制の整備や、最新設備の導入による生産効率の向上を推進しております。さらに、製造から販売までを一貫して担う製造物流IT小売業である当社の強みをより活かした、商品パッケージの小型化を推進することで、お客様の持ち帰りやすさの向上に加え、輸送コストの削減等も実現しております。引き続き、お客様にとって魅力・価値のある商品開発を加速させるとともに、さらなる安さを実現することで新たな顧客層も含めた「ニトリのファンづくり」に努めてまいります。

新商品の販売実績といたしましては、お求めやすい価格帯ながら厚みがあり、寝心地がよいポケットコイルマットレス「ZC001シリーズ」や、毎日の料理や片付けが楽しくなる超軽量フライパン「KY066、KY067シリーズ」などの実績が好調に推移いたしました。家電におきましては、革新的な商品を次々に開発、市場投入し、前期比を上回る実績となっております。中でも、「常識を変える機能」と「衝撃の価格」の両立を目指し開発した、「410L 4ドアファン式冷凍冷蔵庫」や「Mini LED液晶テレビ」の販売実績は好調に推移しております。また、「12kgヒートポンプ式ドラム式洗濯乾燥機ND120HL1」が「家電大賞2025-2026」において総合銀賞を受賞するなど、高い評価をいただいております。

さらに、新商品のプロモーション強化を目的として2回目となる新商品展示会を開催いたしました。メディア関係者やインフルエンサーの皆様にも実際に「見て・触れて・体験」していただいたことで、各種メディア等での発信が広がり、認知度向上に寄与いたしました。今後も、定期的な展示会の開催を通じて、さらなる認知度拡大を図ってまいります。

販売費及び一般管理費につきましては、将来の成長基盤を強化するための戦略的投資を優先した結果、前期比で増加いたしました。主な要因は、積極的な人材採用や全社的な賃金改定等の人的資本への投資、及び新たな物流センター（DC）稼働に伴う物流インフラへの投資によるものです。一方で、業務の効率化を進めるとともに、不要不急な経費の削減にも継続して取り組んでおります。

物流施策といたしましては、川上から川下までの物流機能の全体最適の実現を目的とした物流戦略プロジェクトを推進し、当連結会計年度に、竣工済みの自社DC6拠点全てが本格稼働いたしました。これにより、従来賃借していたDCや発送センターから自社DCへの移転を進めたことで、今後の物流コスト削減が見込まれております。また、デバンニングロボット（荷下ろしロボット）の導入を開始し、作業の自動化による職場環境の抜本的な改善と省人化を目指しております。これらのDC拠点の最適配置と機能集約の整備が概ね進んだことにより、物流経費率につきましては、当連結会計年度でピークアウトする見込みとなっております。

海外の営業概況といたしましては、当連結会計年度において、台湾6店舗、中国大陸3店舗、韓国5店舗、マレーシア4店舗、シンガポール3店舗、タイ2店舗、ベトナム1店舗、フィリピン3店舗、インドネシア3店舗の合計30店舗を出店いたしました。中国大陸におきましては、不採算店舗の撤退のほか、新たな出店基準に基づき、適正面積での出店やより良い立地への移転に加え、商品分類別の損益に基づいた売場面積の拡縮を行いました。これらの取り組みを推進した結果、収益性が大幅に改善し、今後の再成長に向けた基盤が整いました。ベトナムや韓国の新規出店店舗におきましては、陳列や演出を重視した新たな売場づくりを行い、お客様からご好評をいただいております。これら店舗の売場スタイルを新たな出店モデルとして位置づけ、各国、各地域へ展開しております。また、海外事業における商品の輸送経路の見直しを実施いたしました。生産工場から店舗までの物流フローを再構築したことにより、物流コストの削減をしております。

② 島忠事業

当連結会計年度におきましては、商品開発と売場改善、コストの見直しを軸に、営業利益の向上に取り組んだ結果、増益となりました。プライベートブランド（以下、「PB」という。）商品の開発を積極的に推進することで、PB商品の売上構成比が前期比で向上し、荒利益率の改善を実現しております。中でも、衣料品分野のPB商品「Neasyシリーズ」が好調に推移しております。引き続き、PB商品の開発を進めるとともに、開発済みのPB商品の品質改善も行い、売上構成比を高めることで、荒利益率の向上を図ってまいります。

販売費及び一般管理費につきましては、テレビCMの放映頻度の削減や、チラシのサイズと配布回数の見直しにより、広告宣伝費の最適化を行いました。また、外部委託先から物流子会社であるホームロジスティクスへの配達業務移管（前連結会計年度8月より実施）を通じて、グループ内資源の有効活用を進め、物流経費の削減を実施いたしました。これら各種コストの見直しの結果、販売費及び一般管理費は前期比で減少いたしました。

さらに、商品分類別の損益に基づき売場面積の拡縮を行い、一部店舗では捻出されたスペースにおいて、ニトリ店舗の出店や外部テナントの誘致を積極的に実施いたしました。これらに加え、施設ごとの採算の再設計、共用部の活用及び販管費の見直しを一体的に進めた結果、店舗集客力及び収益性が向上し、営業利益の改善に寄与いたしました。

今後もお客様の暮らしに密着した「お、ねだん以上。」のPB商品開発を拡大し、より商品力の強化を図ることで、地域のお客様に豊かな暮らしを提供してまいります。

③ グループ全体

店舗の出退店の状況は次のとおりであります。

	2025年3月31日 店舗数	出店	退店	2026年3月31日 店舗数
ニトリ (EXPRESS含む)	566	40	13	593
デコホーム	172	22	9	185
Nプラス	44	—	14	30
国内小計	782	62	36	808
台湾	68	6	1	73
中国大陸	100	3	25	78
香港	3	—	—	3
韓国	5	5	5	5
マレーシア	12	4	2	14
シンガポール	4	3	1	6
タイ	10	2	—	12
ベトナム	3	1	—	4
フィリピン	4	3	—	7
インドネシア	3	3	—	6
インド	1	—	—	1
海外小計	213	30	34	209
ニトリ事業	995	92	70	1,017
島忠事業	53	—	1	52
合計	1,048	92	71	1,069

当社グループでは、お買い上げいただけるお客様の数が増え続けることが社会貢献のバロメーターになると考え、より多くのお客様に豊かな暮らしを提供すべく、日本そして世界へと店舗展開を拡大し、グローバルチェーンの整備を進めております。今後も引き続き、お客様数の増加と買い物利便性の向上のため、事業領域と店舗網の拡大を進めてまいります。

④ サステナビリティに関する取り組み

当連結会計年度におけるサステナビリティに関する取り組みといたしましては、「未来にいいこと。みんなにいいこと。」のキャッチフレーズの下、「つくる」「はこぶ」「つかう」「つかいおわたあと」それぞれの段階で、お客様の暮らしに寄り添う取り組みを継続して推進しております。2024年8月に策定した「NITORI Group Green Vision 2050」では、「サーキュラー（循環）ビジネスの推進」、「持続可能な調達」、「気候変動への対応」の3つのテーマに基づき、当社グループ一丸となって目標達成に向けた取り組みを進めております。

「サーキュラー（循環）ビジネスの推進」に関する取り組みといたしましては、カーテン・タオル・羽毛布団のリサイクル回収を実施しております。当社グループは、お客様にご愛用いただいた商品、つかいおわた商品を、“いつでも”店舗で受け入れ、資源につなげられる体制とすることで、お客様に安心してつぎのお買い物を楽しんでいただきたいと考えております。また、お客様の困りごとに寄り添い、販売元にかかわらず回収している点等を評価いただき、「ニトリのリサイクル・リユース回収の取り組み」が2025年度グッドデザイン賞を受賞いたしました。商品とパッケージの資源化につきましては、「お、ねだん以上。」の価格・品質を維持しながら、商品では「資源化を考慮した商品開発」、パッケージでは「環境負荷低減素材への切り替え」を推進し、ごみではなく資源にまわしやすい状態を目指しております。

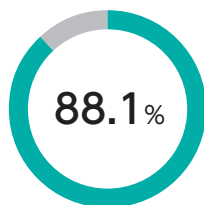
「持続可能な調達」に関する取り組みといたしましては、環境・社会課題に配慮した調達を目的とし、サプライチェーン全体で「持続可能な調達」を推進しております。特に、「持続可能な木材調達」においては、森林破壊や違法伐採、人権侵害を排除したサプライチェーンの構築を目指し、サプライヤーとともに人権、生物多様性にも配慮したトレーサビリティを実施しております。

「気候変動への対応」に関する取り組みといたしましては、無駄な電力使用を抑える省エネルギー施策を継続的に推進いたしました。その一環として店舗においては、節電対策が進んだ好事例を標準化し全店へ展開することで、電力使用量の抑制及びコスト削減につなげております。再生可能エネルギー施策としては、FIP（Feed In Premium）制度を利用した余剰電力活用型スキームの太陽光発電プロジェクト「ニトリ発電所」を推進しております。「ニトリ発電所」では、店舗及び物流拠点の屋根全面に太陽光パネルを設置し、各拠点の使用電力を上回る余剰電力を太陽光パネル未設置のグループ内拠点へ供給することで、再生可能エネルギー循環の仕組みを構築しております。これにより、従来のスキームと比較して約3倍の再生可能エネルギーの発電と無駄のない活用が可能となり、温室効果ガスの削減に寄与しております。各拠点の豊富な屋根上資産を活用した本取り組みは、2030年度までに国内180拠点への拡大を予定しております。そのほか、外部から調達する電力の一部について、再生可能エネルギー由来の電力プランへ切り替えを実施しております。

これらの取り組みの他、「地域社会への貢献」の一環として、未来のお客様でもある学生の皆様に当社グループのサステナビリティをより深く知ってもらい、1人でも多く“ニトリグループのファン”になっていただくため、シェアトン・グランデ・トーキョーベイ・ホテルが企画する「修学旅行生向けのSDGs学習プログラム」に参画し、修学旅行に訪れた学生の皆様向けに“ニトリグループだからこそできるSDGs”について講話を実施しております。当社グループは、これからも未来を担う学生の皆様とともに、持続可能な未来について考え、行動を続けてまいります。

当社グループは今後も、企業として持続的に発展するとともに、一気通貫の循環型ビジネスモデルを通じて環境・社会課題を解決し、より良い未来に貢献することを目指してまいります。

ニトリ事業

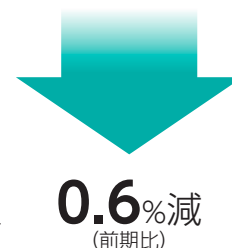
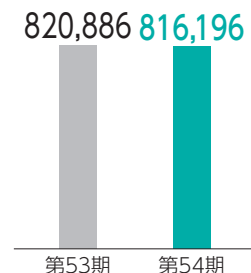


売上収益構成比

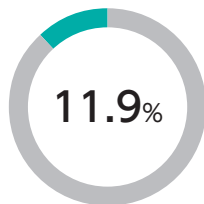
主な事業内容

- 家具・インテリア用品の
開発・製造・販売 等

売上収益 (百万円)



島忠事業

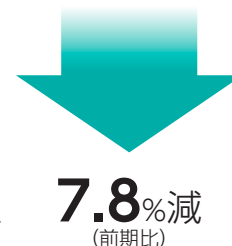
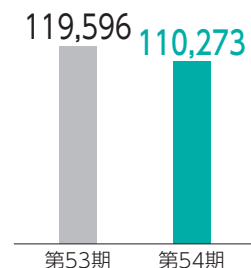


売上収益構成比

主な事業内容

- 家具・インテリア雑貨・
ホームセンター商品の販売 等

売上収益 (百万円)



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は438億44百万円で、主に店舗や物流センターの新設及び来期以降の出店に係るものであります。

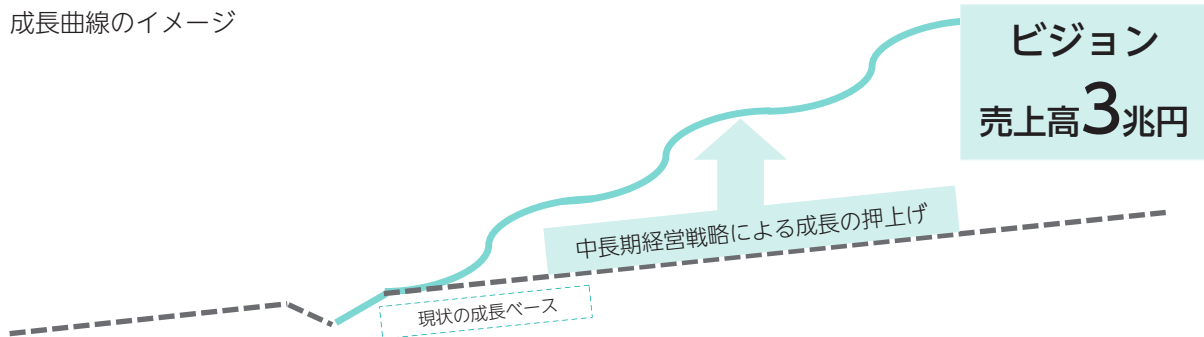
(3) 対処すべき課題

当社グループは、「暮らしの豊かさを世界の人々に提供する。」というロマンを実現するため、「売上高3兆円」のビジョンを掲げ、中長期経営戦略を策定しております。

また、喫緊の経営課題を鑑み、下記の優先課題に取り組んでおります。

ロマン 暮らしの豊かさを世界の人々に提供する。

成長曲線のイメージ



喫緊の優先課題	中長期経営戦略
<ol style="list-style-type: none"> 1. 安さの実現 <ul style="list-style-type: none"> 原価低減と売価への還元に取り組み、お求めいただきやすい価格の追求 2. トータルコーディネートを提供 <ul style="list-style-type: none"> お手頃な価格でありながら、自分に合った空間を気軽に作ることができる、トータルコーディネートのご提案強化 3. 顧客視点、商品が主役の売場改革 <ul style="list-style-type: none"> お客様が買い物しやすく、商品特長と新商品がわかりやすい売場へ 4. 新商品開発の加速 <ul style="list-style-type: none"> 売場の3割以上を新商品とすることで、ご来店のたびに新しい発見がある状態へ 開発から店舗展開までのリードタイム短縮 5. 在庫管理精度の向上 <ul style="list-style-type: none"> ご来店当日に商品をお持ちいただけるための、品切れ抑制の取組強化と、過剰対策の両立 6. 海外事業の再成長基盤構築 <ul style="list-style-type: none"> 不採算店舗の整理は概ね2025年度で完了 多店化に向けたプロトタイプの実験と拡大 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業領域の拡大と顧客の支持獲得 2. グローバルチェーン展開の加速 3. サプライチェーンマネジメント・IT・組織戦略によるビジネス基盤改革 4. ビジネス領域拡大に向けたM&A、アライアンスの推進 5. 社会課題解決とロマン実現を両立するサステナビリティ経営

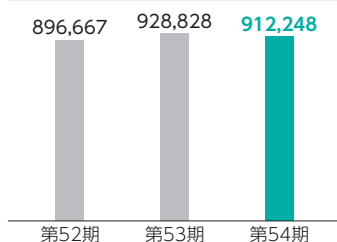
(4) 財産及び損益の状況 IFRS

科目	第52期 2024年3月期	第53期 2025年3月期	第54期 2026年3月期 (当連結会計年度)
売上収益 (百万円)	896,667	928,828	912,248
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	90,158	82,546	89,270
基本的1株当たり当期利益 (円)	159.56	146.08	157.98
資産合計 (百万円)	1,411,292	1,529,421	1,571,284
資本合計 (百万円)	840,704	905,736	988,570
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	1,487.81	1,602.90	1,749.49

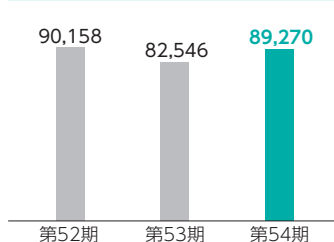
(注) 1.当連結会計年度よりIFRSを適用して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第52期及び第53期のIFRSに準拠した数値も併記しております。

2.当社は、2025年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。第52期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「基本的1株当たり当期利益」及び「1株当たり親会社所有者帰属持分」を算定しております。

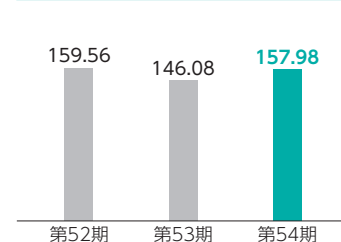
売上収益 (単位:百万円)



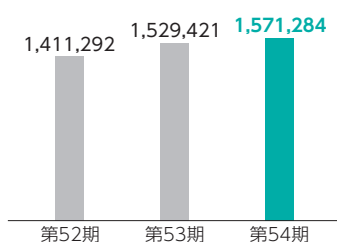
親会社の所有者に帰属する当期利益 (単位:百万円)



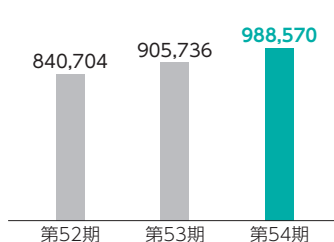
基本的1株当たり当期利益 (単位:円)



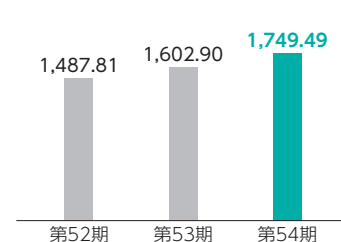
資産合計 (単位:百万円)



資本合計 (単位:百万円)



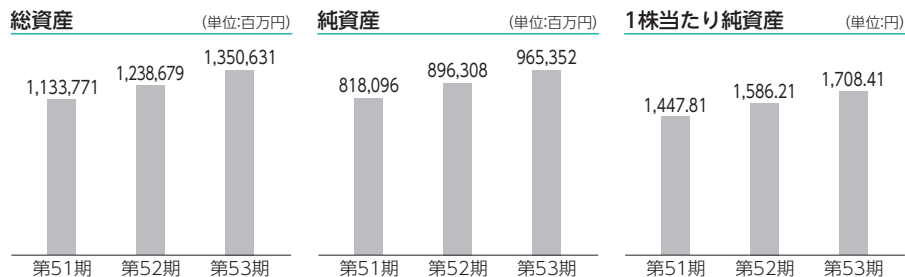
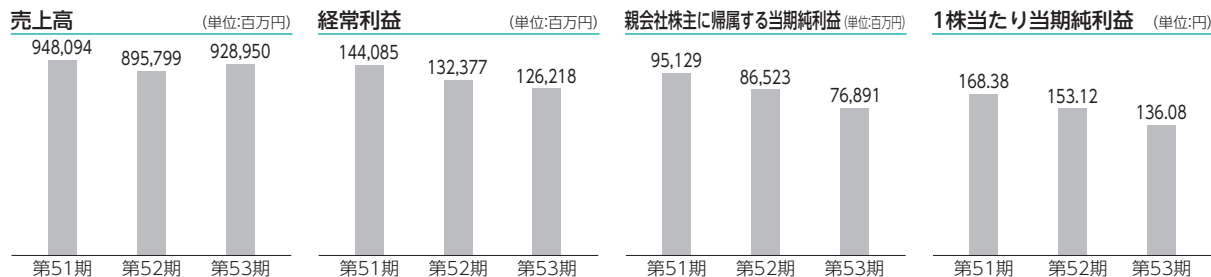
1株当たり親会社所有者帰属持分 (単位:円)



日本基準

科目	第51期 2023年3月期	第52期 2024年3月期	第53期 2025年3月期
売上高 (百万円)	948,094	895,799	928,950
経常利益 (百万円)	144,085	132,377	126,218
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	95,129	86,523	76,891
1株当たり当期純利益 (円)	168.38	153.12	136.08
総資産 (百万円)	1,133,771	1,238,679	1,350,631
純資産 (百万円)	818,096	896,308	965,352
1株当たり純資産 (円)	1,447.81	1,586.21	1,708.41

(注) 当社は、2025年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。第51期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」を算定しております。



(注) 決算期変更に伴い、第51期は2022年2月21日から2023年3月31日までの13か月11日間となっております。

(5) 主要拠点等 (2026年3月31日現在)

■国内の主要な拠点

区分	所在地
事業本部	札幌市北区、東京都北区、大阪府豊中市、さいたま市中央区
物流センター	北海道石狩市、宮城県仙台市、埼玉県白岡市、埼玉県幸手市、横浜市中区、川崎市川崎区、兵庫県尼崎市、神戸市中央区、福岡県篠栗町、福岡市東区、沖縄県浦添市
製造工場	埼玉県幸手市

■海外の主要な拠点

区分	所在地
事業本部	上海市 (中国大陸)、台北市 (台湾)、クアラルンプール (マレーシア)
物流センター	江蘇省太倉市 (中国大陸)
製造工場	ハノイ市 (ベトナム)、バリア・ブントウ省 (ベトナム)、ヴィンフック省 (ベトナム)、サムットプラカーン県 (タイ)

(6) 重要な子会社の状況 (2026年3月31日現在)

① 重要な子会社

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ニトリ	1,000百万円	100.0%	家具・インテリア用品の販売事業
株式会社ホームロジスティクス	490百万円	100.0%	物流サービス事業
株式会社島忠	101百万円	100.0%	家具・インテリア雑貨、ホームセンター商品の販売
宜得利家居股份有限公司	2,768百万円	100.0%	家具・インテリア用品の販売事業
似鳥（中国）投資有限公司	6,614百万円	100.0%	グループ会社の経営管理
明応商貿（上海）有限公司	693百万円	100.0% (100.0%)	家具・インテリア用品の販売事業
似鳥（上海）家居有限公司	1,657百万円	100.0% (100.0%)	家具・インテリア用品の販売事業
似鳥（上海）家居销售有限公司	50百万円	100.0% (100.0%)	家具・インテリア用品の販売事業
似鳥（太倉）商貿物流有限公司	6,421百万円	100.0%	物流サービス事業・商品輸入代行
NITORI FURNITURE VIETNAM EPE	18,237百万円	100.0% (100.0%)	家具製造
株式会社ニトリパブリック	150百万円	100.0%	広告事業
株式会社ホーム・デコ	28百万円	100.0%	カーテン製造

- (注) 1. 議決権比率欄の()書きは、間接所有分であります。
 2. 当連結会計年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

会社名	住所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社島忠	埼玉県さいたま市中央区 上落合八丁目3番32号	216,038百万円	669,694百万円

② 重要な関連会社

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社カチタス	3,778百万円	34.1%	中古住宅再生事業

(7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは、当社と連結子会社38社及び持分法適用会社1社により構成され、ニトリ事業と島忠事業に区別されております。ニトリ事業では、家具・インテリア用品の開発・製造・販売及びその他不動産賃貸業、広告サービス、物流サービス等を行っております。島忠事業では、家具・インテリア雑貨・ホームセンター商品の販売等を行っております。

(8) 企業集団の従業員の状況 (2026年3月31日現在)

区分	従業員数 (人)		前期末比増減 (人)	
ニトリ事業	18,170	(19,920)	△500	(165)
島忠事業	1,262	(2,384)	△35	(△315)
合計	19,432	(22,304)	△535	(△150)

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員(1日8時間換算)を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先及び借入額 (2026年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	34,000百万円
株式会社みずほ銀行	34,000百万円
株式会社北洋銀行	34,000百万円
株式会社三菱UFJ銀行	19,000百万円
三井住友信託銀行株式会社	19,000百万円
株式会社埼玉りそな銀行	10,000百万円
株式会社りそな銀行	10,000百万円

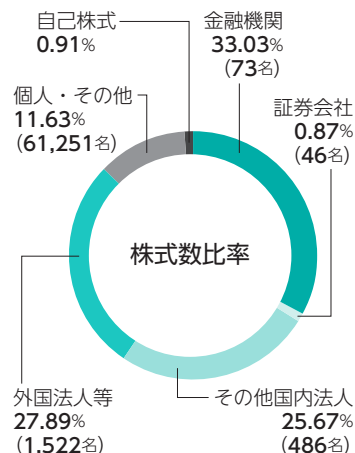
2 会社の状況に関する事項

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 1,440,000,000株
- ② 発行済株式の総数 572,217,480株 (うち自己株式5,223,437株)
- ③ 株主数 63,379名
- ④ 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
株式会社ニトリ商事	103,999	18.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	88,426	15.59
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	40,501	7.14
公益財団法人似鳥国際奨学財団	25,000	4.40
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDONSECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT	21,350	3.76
似鳥 昭雄	17,052	3.00
全国共済農業協同組合連合会	14,756	2.60
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	14,467	2.55
株式会社北洋銀行	12,702	2.24
日本生命保険相互会社	10,281	1.81

所有者別株式分布状況



- (注) 1. 上記の持株数は株主名簿に基づき記載しております。
 2. 自己株式5,223,437株は上記大株主からは除外しております。
 3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 4. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び株式会社日本カストディ銀行の持株数は、証券投資信託及び退職給付信託を受けている株式であります。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 会社役員の状況 (2026年3月31日現在)

① 取締役の状況

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	似鳥 昭雄	株式会社ニトリ代表取締役会長兼社長 株式会社ホームロジスティクス取締役ファウンダー 株式会社ニトリパブリック代表取締役会長 株式会社ホーム・デコ取締役ファウンダー 株式会社Nプラス代表取締役会長 株式会社ニトリファニチャー代表取締役会長兼社長 NITORI FURNITURE VIETNAM EPE会長 株式会社ニトリデジタルベース取締役ファウンダー SIAM NITORI CO., LTD.会長 株式会社島忠代表取締役会長 株式会社オールリンク代表取締役会長
代表取締役社長	白井 俊之	株式会社ニトリ取締役 株式会社ホームロジスティクス代表取締役会長 株式会社ニトリパブリック取締役 株式会社ニトリファニチャー取締役 株式会社Nプラス取締役 株式会社カチタス取締役 株式会社島忠取締役 株式会社ニトリデジタルベース代表取締役会長
取締役	安孫子 尋美	人材教育部ゼネラルマネジャー
取締役	宮内 義彦	オリックス株式会社シニア・チェアマン 株式会社ACCESS社外取締役 カルビー株式会社社外取締役 ラクスル株式会社社外取締役
取締役	吉澤 尚子	ヤマハ株式会社社外取締役

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役（常勤監査等委員）	久保 隆男	株式会社ニトリ監査役 株式会社ホームロジスティクス監査役 株式会社島忠監査役
取締役（監査等委員）	井澤 吉幸	株式会社セブン&アイ・ホールディングス社外取締役 三櫻工業株式会社社外取締役
取締役（監査等委員）	安藤 久佳	丸紅株式会社社外取締役 東京中小企業投資育成株式会社代表取締役社長
取締役（監査等委員）	金高 雅仁	アサガミ株式会社社外監査役

(注)1. 武田政則氏（当社海外事業管掌、株式会社ニトリ取締役、似鳥（中国）投資有限公司董事長、似鳥（太倉）商貿物流有限公司董事長、宜得利家居（香港）有限公司董事長、NITORI KOREA CO., LTD. 代表理事会長、NITORI INDIA PRIVATE LIMITED 筆頭）は、2025年9月30日をもって辞任により退任いたしました。なお、当該取締役の兼職状況は退任時の状況であります。

2. 取締役宮内義彦氏、吉澤尚子氏、井澤吉幸氏、安藤久佳氏及び金高雅仁氏は、社外取締役であります。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集、情報共有及び内部監査部門等との連携の強化を図り、監査・監督機能の実効性を高めるため、久保隆男氏を常勤の監査等委員として選定しております。同氏は、当社における長年の職務の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役宮内義彦氏、吉澤尚子氏、井澤吉幸氏、安藤久佳氏及び金高雅仁氏を東京証券取引所及び札幌証券取引所の規定に基づく独立役員として届け出ております。これら各氏は、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。「社外取締役の独立性判断基準」につきましては、電子提供措置事項14頁をご参照ください。
5. 当社と取締役宮内義彦氏、吉澤尚子氏、久保隆男氏、井澤吉幸氏、安藤久佳氏及び金高雅仁氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しております。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。これにより役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等（但し保険契約上で定められた免責事由を除きます。）を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約の被保険者は、当社及び国内外の子会社（一部を除く。）の取締役及び執行役員となります。また、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しております。
7. 当社は、経営環境の変化に迅速かつ確に対応するため、経営の意思決定機能と業務執行機能を明確に区分し、経営全体の効率化とスピードアップを図るため執行役員制度を導入しております。

常務執行役員 武井 直、中村 学、永井 弘、橋本和之、吉間淳一、工藤 正

上席執行役員 村林廣樹、青谷賢一郎、塚田和哉、櫛田晃裕

執行役員 杉浦 栄、荒井俊典、善治正臣、奥田哲也、大野卓也、山本哲夫、佐野雅俊、丸橋雄一、田尻寛之、長谷宣明、佐々木秀樹、高橋 陵、小林克成、木村文秀

計24名

② 取締役の報酬等の額またはその算定方法に係る決定方針に関する事項

当社は、下記のとおり、取締役の報酬等の決定に関する方針を策定し、この方針に則って取締役の報酬等の額及びその算定方法を決定しております。また、当社は、取締役の報酬等の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関として、構成員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会を設置しております。

(イ) 取締役の報酬等の決定方針に関する事項

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を経営上の最重要課題と位置づけているところ、取締役の報酬制度についても、当社の成長や企業価値の向上に資するものであるべきと考えております。具体的には、取締役（監査等委員である取締役等の非業務執行取締役を除きます。以下、「業務執行取締役」といいます。）の報酬を、定額の基本報酬と業績連動型報酬に分け、特に業績連動型報酬については、当社の中長期的な業績の向上による企業価値及び株主共同の利益の持続的な向上への貢献意識を高めるため、報酬と会社業績との連動性をより明確にした上で、報酬全体に占める割合を適宜、適切に設定いたします。

監査等委員である取締役等の非業務執行取締役（以下、「非業務執行取締役」といいます。）の報酬は、原則として、定額の基本報酬といたします。業績連動型報酬の支給はいたしません。

なお、当社は、指名・報酬委員会からの答申を得た上で、2021年3月5日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

(ロ) 取締役の報酬等に関する株主総会の決議

区 分	株主総会決議の日	承認された内容
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の 金銭報酬 ・基本報酬 ・業績連動型金銭報酬 （短期インセンティブ報酬）	2016年5月13日 第44回定時株主総会 ※当該定時株主総会終結時点の 取締役（監査等委員である取締役を除く。） の員数は7名。（うち、社外取締役2名）	・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬を年額6億円以内とする。（うち社外取締役分は年額1億円以内） ・各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬の具体的金額、支給の時期等の決定は取締役会の決議によるものとする。
監査等委員である取締役の報酬	2016年5月13日 第44回定時株主総会 ※当該定時株主総会終結時点の 監査等委員である取締役の員数は4名。 （うち、社外取締役3名）	・監査等委員である取締役の報酬を年額1億2,000万円以内とする。 ・各監査等委員である取締役に対する報酬の具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとする。
業務執行取締役の株式報酬 ・業績連動型株式報酬 （中長期インセンティブ報酬）	2017年5月11日 第45回定時株主総会 ※当該定時株主総会終結時点の 業務執行取締役の員数は6名。 （うち、社外取締役0名）	・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬限度額とは別枠で、業務執行取締役の株式報酬を年額3億円以内とする。

(ハ) 報酬の構成と報酬の決定に関する手続の概要

当社における取締役の報酬の構成、業績連動型報酬の制度設計の妥当性の評価や目標値の設定、実績評価等については、指名・報酬委員会における審議を経た上で取締役会に答申され、決定されるというプロセスを経ております。

(1) 業務執行取締役

業務執行取締役の報酬は、定額の基本報酬と、会社業績等によって支給額が変動する業績連動型報酬とで構成します。また、業績連動型報酬は、事業年度毎の業績等に連動する業績連動型金銭報酬（短期インセンティブ報酬）と、2事業年度毎の対象期間中の会社業績等の数値目標をあらかじめ設定し、当該数値目標の達成率等に応じて、対象期間終了後に当社普通株式を支給する業績連動型株式報酬（中長期インセンティブ報酬）とで構成します。報酬の構成割合につきましては、基本報酬75%、業績連動型金銭報酬（短期インセンティブ報酬）25%を基準額とし、業績連動型株式報酬（中長期インセンティブ報酬）は、上記単事業年度の報酬の2事業年度累計額の10%を基準額（実質的な業績連動型報酬比率31.8%）としております。

基本報酬につきましては、株主総会で承認された限度額の範囲内で、取締役会等の決議等により決定しております。

業績連動型金銭報酬（短期インセンティブ報酬）につきましては、単事業年度の業績に連動する報酬であり、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため業績目標（KPI）を反映した金銭報酬とし、単事業年度の連結営業利益等の会社業績目標（全社目標及び担当部門業績等の個人目標）に対する達成率に応じて、基準額の0～150%の範囲で変動します。各事業年度の連結営業利益等の会社業績目標（全社目標及び担当部門業績等の個人目標）に対する達成率等を考慮し、各取締役毎に金額を算定し、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、株主総会で承認された限度額の範囲内で、取締役会等の決議等により決定しております。

業績連動型株式報酬（中長期インセンティブ報酬）につきましては、中長期的な企業価値の向上との連動性を強化した報酬構成とするため、パフォーマンス・シェア・ユニットを採用し、2事業年度毎の連結当期純利益等の会社業績目標（全社目標及び担当部門業績等の個人目標）の達成率に応じて0～200%の範囲内で変動いたします。対象期間満了後、2事業年度毎の連結当期純利益等の会社業績目標（全社目標及び担当部門業績等の個人目標）に対する達成率等を考慮し、指名・報酬委員会の答申を踏まえて決定される交付株式数を基礎として、各取締役について、現物出資に供するための金銭報酬債権の額及び当社普通株式の取得に伴い負担することとなる納税費用相当の金銭額を、株主総会で承認された限度額の範囲内で取締役会等の決議等により決定しております。なお、上記株式報酬においては、適用を受ける取締役毎に決定される「基準交付株式数」（取締役毎の職位や対象期間中の単年度における業績目標の達成率等を考慮して決定されます。）に、取締役毎について設定される「各数値目標」（全社目標（連結当期純利益等）、個人目標（担当部門業績等）等の中から設定されます。）毎の配分割合と、各数値目標に対する達成率を基礎として決定される「各業績連動係数」（0%から200%の範囲で定めております。）とをそれぞれ乗じることにより得られる、各数値目標に係る株式数を合計することにより、取締役毎の交付株式数を算出します。また、業務執行取締役（本制度に基づく株式の交付後に退任する取締役を含みます。）は、中長期的に株主の皆様との利益共有を進めるといった観点から、当社取締役会が定める株式保有ガイドラインに従って、本制度に基づいて交付を受けた株式を一定期間継続保有することとしております。本制度に基づき交付を受ける株式については、当該株式保有ガイドラインにおいて、交付後3年間の譲渡制限を課しております。また、同ガイドラインにおいて、株式報酬の返還請求に関する条項である「クローバック条項」を定めており、当該条項に基づき、財務諸表等の不実記載が判明した場合、当該不実記載が当該取締役の不正行為または違法行為に起因する場合には、当該株式報酬に相当する金額の全部または一部の返還を求めることができる旨を規定しております。

(2) 非業務執行取締役

非業務執行取締役の報酬は、原則として、定額の基本報酬で構成します。業績連動型金銭報酬（短期インセンティブ報酬）及び業績連動型株式報酬（中長期インセンティブ報酬）の支給はいたしません。

非業務執行取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬につきましては、株主総会で承認された当該取締役の報酬等の限度額の範囲内で、取締役会等の決議等により決定しております。また、監査等委員である取締役の基本報酬につきましては、株主総会で承認された監査等委員である取締役の報酬等の限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

(二) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任に関する事項

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬並びに全社目標及び個人目標の達成率等を踏まえた各業務執行取締役の業績連動型金銭報酬（短期インセンティブ報酬）及び業績連動型株式報酬（中長期インセンティブ報酬）については、株主総会で承認された当該取締役の報酬等の限度額の範囲内であることを前提に、取締役会決議に基づき、代表取締役会長似鳥昭雄に、その具体的配分額の決定を委任しております。同氏に権限を委任した理由は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務能力を含む総合的評価を実施するのに最適任者であると判断したためであります。また、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬の具体的配分額の決定を委任するにあたって、取締役会は、委任された権限が適切に行使されるように、業績連動型報酬の支給額決定に係る業績評価プロセス等につき、構成員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会に諮問し答申を得ており、同氏は、当該答申を最大限尊重して報酬の具体的配分額の決定を行うこととしております。

監査等委員である取締役の個人別の報酬等の額については、株主総会で承認された監査等委員である取締役の報酬等の限度額の範囲内、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

(ホ) 当事業年度における取締役の報酬等の額

区 分	報酬等の 総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の人員	
		基本報酬	業績連動型報酬			
			金銭報酬 (短期インセンティブ)	株式報酬 (中長期インセンティブ)		
取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	取締役 (社外取締役を除く。)	182百万円	182百万円	-	-	4名
	社外取締役	21百万円	21百万円			2名
監査等委員である取締役	取締役 (社外取締役を除く。)	16百万円	16百万円			1名
	社外取締役	36百万円	36百万円			3名

(注) 1. 上記報酬等の総額及び基本報酬、並びに対象となる役員の人員には、2025年9月30日をもって辞任により退任した「取締役（社外取締役を除く。）」を含んでおります。

2. 2026年3月31日現在において、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」のうち、「取締役（社外取締役を除く。）」は3名、「社外取締役」は2名であります。また、「監査等委員である取締役」のうち、「取締役（社外取締役を除く。）」は1名、「社外取締役」は3名であります。

3. 当事業年度における取締役の個人別の報酬等の額は（二）に記載のプロセスによって決定されており、取締役会は、当事業年度における取締役の個人別の報酬等の額が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、当事業年度における業績連動型報酬に係る指標については、会社業績等との連動性を明確にするため、連結営業利益を選定しております。当連結会計年度の会社業績目標及び実績は以下のとおりであります。

	目標	実績
連結営業利益	135,800百万円	125,526百万円

(注) 非業務執行取締役に対する業績連動型報酬の支給はありません。

③ 社外役員に関する事項

(イ) 他の法人等との社外役員の兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	重要な兼職先及び地位	兼職先と当社との関係
取締役	宮内 義彦	オリックス株式会社シニア・チェアマン	重要な取引関係はありません。
		株式会社ACCESS社外取締役	重要な取引関係はありません。
		カルビー株式会社社外取締役	重要な取引関係はありません。
		ラクスル株式会社社外取締役	重要な取引関係はありません。
取締役	吉澤 尚子	ヤマハ株式会社社外取締役	重要な取引関係はありません。
取締役（監査等委員）	井澤 吉幸	株式会社セブン&アイ・ホールディングス社外取締役	重要な取引関係はありません。
		三櫻工業株式会社社外取締役	重要な取引関係はありません。
取締役（監査等委員）	安藤 久佳	丸紅株式会社社外取締役	重要な取引関係はありません。
		東京中小企業投資育成株式会社代表取締役社長	重要な取引関係はありません。
取締役（監査等委員）	金高 雅仁	アサガミ株式会社社外監査役	重要な取引関係はありません。

(ロ) 当事業年度における社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の主な活動状況

地位・氏名	取締役会（13回開催）		主な活動状況と 期待される役割に関して行った職務の概要
	出席回数	出席率	
取締役 宮内 義彦	13回	100%	当期開催の取締役会13回の全てに出席しております。当期は、グローバル企業の経営に長年携わってきたことに由来する企業経営に関する豊富な経験と高い見識に基づき、当社の中長期計画・経営戦略等について、大局的な見地から積極的な助言等を行うことで、期待された役割を適切に果たしております。
取締役 吉澤 尚子	13回	100%	当期開催の取締役会13回の全てに出席しております。当期は、様々な事業分野において重要な職務を経験してきたことに由来する企業経営に関する豊富な経験と高い見識に基づき、当社のDXを推進するためのIT強化施策等について、専門的な見地から積極的な助言等を行うことで、期待された役割を適切に果たしております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第22条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

(ハ) 当事業年度における監査等委員である社外取締役の主な活動状況

地位・氏名	取締役会(13回開催)		監査等委員会 (13回開催)		主な活動状況と 期待される役割に関して行った職務の概要
	出席回数	出席率	出席回数	出席率	
取締役 (監査等委員) 井澤 吉幸	13回	100%	13回	100%	当期開催の取締役会13回の全て及び監査等委員会13回の全てに出席しております。当期は、企業経営に関する豊富な経験と、経営者としてののみならず、投資家としての視点も備えた高い見識に基づき、当社の財務戦略・投資戦略等について積極的な発言を行うなど、当社の業務執行に対する監督等を行うことで、期待された役割を適切に果たしております。
取締役 (監査等委員) 安藤 久佳	13回	100%	13回	100%	当期開催の取締役会13回の全て及び監査等委員会13回の全てに出席しております。当期は、経済産業事務次官をはじめとする要職を歴任してきたことに由来する豊富な経験と専門的な見識に基づき、当社のグローバル戦略やセキュリティ対策等について積極的な発言を行うなど、当社の業務執行に対する監督等を行うことで、期待された役割を適切に果たしております。
取締役 (監査等委員) 金高 雅仁	12回	92.3%	12回	92.3%	当期開催の取締役会13回のうち12回及び監査等委員会13回のうち12回に出席しております。当期は、警察庁長官をはじめとする要職を歴任してきたことに由来する豊富な経験と専門的な見識に基づき、当社のリスクマネジメント体制や不祥事への対応方針等について積極的な発言を行うなど、当社の業務執行に対する監督等を行うことで、期待された役割を適切に果たしております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第22条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

(3) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ
② 会計監査人の報酬等の額

区分	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	120百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	178百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の報酬について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適正であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 解任または不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、または会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (イ) 当社は、当社グループの役員、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、当社グループに共通に適用される企業行動基準を定め、それを全ての役員、使用人に周知徹底させるものとする。
 - (ロ) コンプライアンス担当役員を置き、コンプライアンス担当部署を設置する。コンプライアンス担当部署は、当社グループ全体の観点から定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、それを実施する。
 - (ハ) 当社グループの役員、使用人に対して、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配付等を行うこと等により、コンプライアンスに関する知識を高め、それを尊重する意識を向上させる。
 - (ニ) 法令遵守上に疑義がある行為等に関して、当社グループの使用人が直接通報する手段を確保するものとし、その手段の一つとして社外の弁護士による内部通報窓口を設置、運営する。
 - (ホ) 反社会的勢力の排除のため、対応方針等を当社グループ内に構築し、その体制を整備するとともに、全ての役員、使用人に周知徹底させる。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (イ) 取締役は、その職務の執行に係る情報を、社内規程に基づき、それぞれの職務に従って適切に保存及び管理する。
 - (ロ) 重要な意思決定及び報告に関する文書の作成、保存及び廃棄については、文書取扱規程に基づき適正に実施する。
3. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (イ) 当社は、グループ各社の営業成績、財務状況その他の重要な事項について、当社取締役会における報告等を通じて当社に対し定期的な報告を義務づけるものとする。
 - (ロ) グループ各社において、会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事態が発生した場合は、グループ各社の取締役等は、直ちに当社のリスク管理担当役員及び関連部署に報告することを義務づけるものとする。
4. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (イ) リスク管理担当役員を置き、リスク管理担当部署を設置する。リスク管理担当部署は、リスク管理規程を制定し、当社グループ全体の観点からリスクの評価及び管理体制の構築及び運用を行う。
 - (ロ) 当社各部門及びグループ各社は、自部門・自社に関するリスクの管理を行い、各部門長及び各社社長は、定期的にリスク管理の状況をリスク・コンプライアンス委員会に報告する。
5. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (イ) 会社として達成すべき目標を明確にした当社グループ全体に係る中期経営計画に基づき、当社グループの取締役ごとに業績目標を明確化し、その評価方法を明らかにするものとする。
 - (ロ) 当社グループにおいて、部門ごとの職務執行体制を細分化し、業績への責任を明確にするとともに、スペシャリストによる人的効率の向上を図る。
 - (ハ) 意思決定プロセスの簡素化により迅速化を図るとともに、重要事項については合議制による社内役員会により慎重な意思決定を行うものとし、グループ各社にその遵守を求めるものとする。
 - (ニ) グループ内取引の公正を保つため、グループ内取引基準を策定し、適正化に努める。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (イ) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を必要としたとき、監査等委員会補助スタッフを置き、必要人員を配置する。
 - (ロ) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、監査等委員会補助スタッフを置いた場合、当該スタッフの独立性を確保するため、人事異動、評価等の人事権に関して、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
 - (ハ) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
7. 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査役及び使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制並びに監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (イ) 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人等は、業務執行の状況について、取締役会において随時報告するとともに、当社の監査等委員会から報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。
 - (ロ) 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査役及び使用人等は、法令等の違反行為等、当社または当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直接もしくは内部監査担当部署等の関連部署を通じて、直ちに当社の監査等委員会に報告を行うものとする。
 - (ハ) 内部監査担当部署は、定期的に当社グループの監査を行い、その結果を当社の監査等委員会に報告するものとする。
 - (ニ) 内部通報窓口担当部署は、その運用状況・通報内容等を随時当社の監査等委員会に報告するものとする。
 - (ホ) 当社グループは、監査等委員会に報告を行った者及び内部通報窓口に通報した者に対し、当該報告・通報したことにより解雇その他不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を社内規程に定め、周知徹底するものとする。
8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- (イ) 監査等委員がその職務を遂行するために必要と判断したときは、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に意見を求めることができ、その費用を会社に求めることができる。その他、監査等委員がその職務の執行について、費用の前払い等を請求した場合は、当社は当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、その費用を負担するものとする。
9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (イ) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人は、監査等委員会の監査に対する理解を深め、監査等委員会の監査の環境を整備するよう努めるものとし、常勤の監査等委員は、社内役員会等の重要な会議に出席する。
 - (ロ) 代表取締役と定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
 - (ハ) 監査業務遂行上、必要に応じて弁護士、公認会計士より助言を受ける機会を保障する。

上記、業務の適正を確保するための体制に基づき、当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりとなります。

当社は、業務の適正を確保するための体制の運用状況を定期的に取締役会に報告し、必要に応じて見直しを行っております。

1. コンプライアンスに関する取り組みの状況

当社は、当社グループの内部統制を強化すべく、各社の業態や役割に応じたコンプライアンス研修を実施し、業務に関連する法改正等の情報共有と社内啓蒙活動のため、イントラネット等による情報発信を定期的に行うなど、コンプライアンス意識の向上を図っております。また、当社は、グローバル共通の企業姿勢を示すものとして、昨今の社会情勢や価値観を反映した「ニトリグループ行動憲章」を定め、多言語化した上でグループ全体への周知・啓蒙活動を行うとともに、行動憲章に基づくポリシーとして、「人権ポリシー」や「腐敗防止ポリシー」、「カスタマー・ハラスメント対応方針」や「調達方針」等を設け、各方針の周知・啓蒙にも努めております。海外子会社においては、法律専門家による各国別の法令研修や、上記の啓蒙活動に加えて、グローバル管理部門ミーティングを実施しており、海外特有のリスク情報や法改正情報を共有しております。特に、海外子会社において実施した法令・コンプライアンス研修については、動画化した上で海外子会社へ出向予定の社員にも共有される体制を整えております。

また、当社は、「グループ内部通報規程」の定めに従い、社内外に公益通報の相談窓口を設置しております。海外子会社においても、「グローバル内部通報規程」を整備し、海外を含めた内部通報対応を実施しています。定期的に社内報やアンケート等を通じて、内部通報制度の周知を図ることにより、問題の早期発見と改善措置に効果を上げております。

2. 職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取り組みの状況

当社は、社内役員会を原則毎週開催し、取締役会における機動的な意思決定を行うための事前審議を実施しております。取締役会における議案の審議、業務執行の状況等の報告では、社外取締役を交えた活発な議論や意見交換がなされております。また、重要な業務執行の主要な部分について、決定権限の代表取締役への委任を図っており、これらによって、意思決定の適正性、効率性及び監督（モニタリング）の実効性は確保されているものと考えております。グループ各社の営業成績、財務状況その他の重要な事項の報告については、各社ごとに達成すべき営業目標を設定した上で、当社取締役会への定期的な報告を求めることにより、各社の取締役等の職務の執行状況の監督を適切に行っております。

3. 損失の危険の管理に関する取り組みの状況

当社は、当社グループが被る損失または不利益を最小限とするためにリスク管理に関する規程及び事業継続計画（BCP）を策定し、「リスク・コンプライアンス委員会」を中心とするリスク管理体制を整備しております。事業継続計画（BCP）に従い、様々な訓練を実施するとともに、毎月開催している「リスク・コンプライアンス会議」では、取締役会で決定した重要リスク単位で、新たに分科会活動を推進することにより、リスク予防体制の見直しや教育体制を強化し、新たな課題への対策を実施することで当社グループのリスク管理体制を強化しております。

4. 監査等委員会の監査の実効性を確保するための取り組みの状況

当社の監査等委員会は、定時ないし臨時に監査等委員会を開催し監査情報の交換を行うとともに、監査等委員が社内役員会、課題進捗会議等の重要な会議に出席している他、コンプライアンスや内部統制の整備状況等について、内部統制部門と定期的に監査結果の共有を行うなど、内部統制システムを利用した監査を行っております。また、監査等委員会の指示に基づき、監査業務を補助する専任者を置く等、監査の実効性を確保しております。その他、代表取締役並びに会計監査人と定期的な会合を実施し、監査に必要な意見交換を行うとともに、幅広い範囲での情報収集を実施しております。

(5) 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の企業理念、コーポレート・ガバナンスに関する方針、企業行動に関する規範及び経営戦略に基づき策定した「会社の支配に関する基本方針」に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとして、2007年5月17日開催の当社定時株主総会の決議に基づき「当社株式の大量取得行為に関する対応策」（以下、「買収防衛策」という）を導入いたしました。

しかしながら、買収防衛策の導入時以降、機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見や、買収防衛策を巡る近時の動向、コーポレートガバナンス・コードの浸透等の環境変化等を踏まえつつ、継続の是非について取締役会で議論を重ねてまいりました。これらの結果、当社における買収防衛策の必要性が相対的に低下しているものと判断し、当社は2019年5月16日開催の第47回定時株主総会の終結の時をもって買収防衛策を廃止いたしました。

なお、当社は、今後も当社株式の大量取得行為を行おうとする者に対しては、大量取得行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様への検討のために必要な時間と情報の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいりますとともに、引き続き企業価値の向上及び株主共同の利益の確保に努めてまいります。

(6) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は、株主の皆様への負担に応え、将来にわたり安定的な配当を実施することを、経営の重要政策と考えております。内部留保資金につきましては、今後予想される小売業界における競争の激化に対処すべく、経営基盤のさらなる充実・強化のための有効投資に活用する方針であります。

当期末の配当につきましては、株主の皆様の日頃のご支援に応え、今後の引き続きのご支援をお願いすべく利益還元の一環として、期末配当金を直近の配当予想と同額の1株当たり15.4円とさせていただきますことといたしました。なお、当社は、2025年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。株式分割後を基準といたしますと、2025年12月2日に1株当たり15.4円の中間配当を実施しておりますので、1株当たりの年間配当金は30.8円となります。

連結財政状態計算書

(単位：百万円)

科目	第54期 (2026年3月31日現在)	第53期(ご参考) (2025年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	397,898	364,690
現金及び現金同等物	145,010	136,001
営業債権及びその他の債権	80,667	80,515
その他の金融資産	38,644	25,515
棚卸資産	122,167	112,750
未収法人所得税等	0	19
その他の流動資産	11,408	9,888
非流動資産	1,173,386	1,164,730
有形固定資産	909,005	905,121
無形資産	9,983	9,324
投資不動産	95,342	96,051
持分法で会計処理されている投資	27,263	24,772
その他の金融資産	81,256	79,151
繰延税金資産	48,143	48,870
退職給付に係る資産	—	15
その他の非流動資産	2,390	1,423
資産合計	1,571,284	1,529,421

科目	第54期 (2026年3月31日現在)	第53期(ご参考) (2025年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	323,497	353,664
営業債務及びその他の債務	69,837	75,459
借入金	150,000	173,138
その他の金融負債	34,102	36,218
未払法人所得税等	18,993	19,954
契約負債	29,416	30,506
引当金	1,006	720
その他の流動負債	20,140	17,666
非流動負債	259,216	270,019
借入金	10,000	20,000
その他の金融負債	220,692	220,476
繰延税金負債	110	86
退職給付に係る負債	6,190	6,421
引当金	21,274	22,172
その他の非流動負債	947	862
負債合計	582,713	623,684
資本の部		
親会社の所有者に帰属する持分	988,559	905,729
資本金	13,370	13,370
資本剰余金	30,715	30,715
自己株式	△10,120	△10,118
利益剰余金	933,889	861,634
その他の資本の構成要素	20,703	10,127
非支配持分	11	6
資本合計	988,570	905,736
負債・資本合計	1,571,284	1,529,421

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第54期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)		第53期(ご参考) (2024年4月1日から2025年3月31日まで)	
売上収益		912,248		928,828
売上原価		426,834		454,904
売上総利益		485,413		473,923
販売費及び一般管理費		363,747		348,576
その他の収益		4,906		4,051
その他の費用		5,304		14,998
持分法による投資利益		4,258		3,265
営業利益		125,526		117,665
金融収益		5,975		3,019
金融費用		4,144		3,236
税引前当期利益		127,357		117,448
法人所得税費用		38,083		34,899
当期利益		89,274		82,548
当期利益の帰属				
親会社の所有者		89,270		82,546
非支配持分		4		2
当期利益		89,274		82,548

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書

第54期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

（単位：百万円）

	親会社の所有者に帰属する持分						
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	その他の資本の構成要素		
					確定給付制度の再測定	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	在外営業活動体の換算差額
当期首残高	13,370	30,715	△10,118	861,634	—	7,031	4,266
当期利益	—	—	—	89,270	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	—	275	3,244	6,128
当期包括利益	—	—	—	89,270	275	3,244	6,128
自己株式の取得	—	—	△2	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	0	—	—	—	—
配当金	—	—	—	△17,290	—	—	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	—	275	△275	—	—
ヘッジ対象の非金融資産への振替	—	—	—	—	—	—	—
所有者との取引額合計	—	—	△1	△17,015	△275	—	—
当期末残高	13,370	30,715	△10,120	933,889	—	10,276	10,394

	親会社の所有者に帰属する持分			非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素		合計		
	キャッシュ・フロー・ヘッジ	合計			
当期首残高	△1,169	10,127	905,729	6	905,736
当期利益	—	—	89,270	4	89,274
その他の包括利益	4,994	14,643	14,643	0	14,644
当期包括利益	4,994	14,643	103,913	4	103,918
自己株式の取得	—	—	△2	—	△2
自己株式の処分	—	—	0	—	0
配当金	—	—	△17,290	—	△17,290
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	△275	—	—	—
ヘッジ対象の非金融資産への振替	△3,791	△3,791	△3,791	—	△3,791
所有者との取引額合計	△3,791	△4,067	△21,084	—	△21,084
当期末残高	33	20,703	988,559	11	988,570

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS会計基準」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRS会計基準で求められる開示事項の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 38社

② 主要な連結子会社の名称

(株)ニトリ

(株)島忠

(株)ホームロジスティクス

宜得利家居股份有限公司

似鳥（中国）投資有限公司

明応商貿（上海）有限公司

似鳥（上海）家居有限公司

似鳥（上海）家居销售有限公司

似鳥（太倉）商貿物流有限公司

NITORI FURNITURE VIETNAM EPE

(株)ニトリパブリック

(株)ホーム・デコ

他 26社

③ 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(3) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の数 1社

(株)カチタス

② 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

決算日が3月31日以外の連結子会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 金融資産及び金融負債の評価基準及び評価方法

(イ) 非デリバティブ金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について契約の当事者となった時点で当初認識し、(a) 償却原価で測定する金融資産、(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産、(c) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産及び (d) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当初認識時において、全ての金融資産は公正価値で測定しておりますが、純損益を通じて公正価値で測定する資産に分類される場合を除き、公正価値に当該金融資産の取得に直接起因する取引コストを加算した金額で測定しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の取引コストは、純損益に認識しております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産

以下の条件がともに満たされる負債性金融資産を、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方を目的とする事業モデルにおいて、金融資産を保有している場合
- ・ 契約条件が、特定された日に元本及び元本残高に係る利息の支払のみによるキャッシュ・フローを生じさせる場合

(c) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

投資先との取引関係の維持または強化及び企業価値向上を主な目的として保有する株式等の資本性金融資産については、当初認識時にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定し、当該指定を継続的に適用しております。

(d) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

上記 (a) (b) 及び (c) 以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産については、実効金利法を適用した総額の帳簿価額から損失評価引当金を控除して測定しております。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産

当初認識後は公正価値で測定し、事後的な変動のうち、為替差損益、減損利得または減損損失、実効金利法に基づく受取利息は純損益に認識し、その他の変動は、その他の包括利益に含めて認識しております。認識を中止したときに、その他の包括利益を通じて認識された利得または損失の累計額をその他の資本の構成要素から純損益に組替調整額として振り替えております。

(c) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

株式等の資本性金融資産の公正価値の事後的な変動額はその他の包括利益として認識しております。当該金融資産を処分した場合は、その他の包括利益を通じて認識された利得または損失の累計額をその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

なお、当該金融資産からの配当金については、「金融収益」に含めて当期の純損益として認識しております。

(d) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

当該金融資産の公正価値の事後的な変動額は純損益として認識しております。

(iii) 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産の予想信用損失について、損失評価引当金を計上しております。

損失評価引当金は、期末日毎に測定する金融資産に係る信用リスクが当初認識時点以降に著しく増大しているかどうかの評価に基づき測定しております。

金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融資産に係る損失評価引当金を12ヶ月の予想信用損失と同額で測定しております。一方で、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているか否かは、当初認識時における債務不履行発生リスクと各四半期における債務不履行発生リスクを比較して判断しております。これには、期日経過の情報等の利用可能な合理的かつ裏付けのための将来の見通しに関する情報を考慮しております。

発行者または債務者の重大な財政的困難、契約上の支払の期日経過が90日超の延滞等金融資産の見積キャッシュ・フローに不利な影響を与える事象が生じた場合に債務不履行が生じていると判断しております。

債務不履行に該当した場合は信用減損の客観的な証拠が存在すると判断し信用減損金融資産に分類しております。

ただし、営業債権及びその他の債権については、常に損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。

金融商品の予想信用損失は、過去の貸倒実績等を反映する方法で見積もっております。当該測定にかかる金額は、純損益で認識しております。貸倒が法的に確定した段階で、予想信用損失を帳簿価額から直接償却しております。減損損失認識後に減損損失を減額する事象が発生した場合は、減損損失の減少額を純損益として戻し入れております。

(iv) 金融資産の認識の中止

当社グループの金融資産は、キャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんど全てが移転している場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

(ロ) 非デリバティブ金融負債

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債について、(a)償却原価で測定する金融負債と(b)純損益を通じて公正価値で測定する金融負債のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

償却原価で測定する金融負債については、公正価値に直接帰属する取引コストを控除した金額で測定しておりますが、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は公正価値で当初測定しております。

(ii) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債については、実効金利法による償却原価で測定しております。

実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当期の純損益として認識しております。

(b) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債については、公正価値で測定し、その変動については当期の純損益として認識しております。

(iii) 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消、または失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

(ハ) ヘッジ会計及びデリバティブ

(a) 適切なヘッジ手段及びヘッジ対象

当社において、為替リスクを管理する目的で為替予約取引のデリバティブ取引を行っております。ヘッジの開始時において、ヘッジ手段とヘッジ対象の関係、リスク管理目的及び戦略について文書化しております。また、ヘッジ手段がヘッジ対象期間において関連するヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動に対して高度に相殺効果を有すると予想することが可能であるか否かについて、継続的に評価を実施しております。ヘッジ関係がヘッジ比率に関するヘッジ有効性の要求に合致しなくなったが、その指定されたヘッジ関係についてのリスク管理目的は依然として同じである場合には、適格要件を再び満たすようにヘッジ関係のヘッジ比率を調整し、ヘッジ関係が適格要件を満たさなくなった場合にのみ、将来に向かってヘッジ会計を中止しております。

ヘッジ会計が適用されないデリバティブは、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」または「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」に分類し、当該分類に基づいて会計処理しております。

(b) キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジについては、ヘッジ手段に係る利得または損失のうち有効な部分はキャッシュ・フロー・ヘッジとしてその他の包括利益で認識し、累積額はその他の資本の構成要素に含めております。また、非有効部分に関する利得または損失は、純損益で即時認識しております。

その他の資本の構成要素に累積された金額については、ヘッジ対象が純損益に影響を与えるのと同じ期間に組替調整額としてその他の資本の構成要素から純損益に振り替えております。ただし、予定取引のヘッジがその後において非金融資産または非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の資本の構成要素に累積された金額は、当該非金融資産または非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しております。

② 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額です。棚卸資産は、購入原価、加工費及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他の全てのコストを含んでおります。当社グループが製造した棚卸資産及び仕掛品には通常操業度に基づく製造間接費の配賦額を含めております。原価の算定に当たって、棚卸資産は主に総平均法に基づき測定しております。

③ 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産

有形固定資産の測定においては、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。取得原価には、資産の取得に直接関連するコスト、解体・除去及び土地の原状回復コスト並びに資産計上すべき借入コストを含めることとしております。

有形固定資産の重要な構成要素の耐用年数が構成要素ごとに異なる場合は、それぞれ別個(主要構成要素)の有形固定資産項目として会計処理をしております。

取得後支出は、当該項目に関連する将来の経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、かつ、当該項目の取得原価が信頼性をもって測定できる場合には、当該資産の帳簿価額に含めるか、または適切な場合には個別の資産として認識しております。その他の修繕及び維持費は、発生時に費用として認識しております。

有形固定資産は処分時点、もしくは是使用または処分による将来の経済的便益が期待できなくなった時点で認識を中止しております。有形固定資産の認識の中止から生じる利得または損失は、正味処分対価と資産の帳簿価額との差額として算定され、認識の中止時点で純損益として認識しております。当社グループは、有形固定資産の認識の中止から生じる利得または損失は、連結損益計算書の「その他の収益」または「その他の費用」に計上しております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、主として定額法で計上されております。

主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・建物及び構築物 5～47年
- ・機械装置及び運搬具 4～12年
- ・工具、器具及び備品 5～10年

有形固定資産の残存価額、耐用年数及び減価償却方法は連結会計年度末日ごとに見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(ロ) 無形資産

無形資産の測定においては、原価モデルを採用し、取得価額から償却累計額及び減損損失累計額を差し引いて測定しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しており、企業結合により認識された無形資産は、取得日の公正価値で当初認識しております。企業結合で取得した無形資産の取得原価は、取得日現在の公正価値で測定しております。内部創出の無形資産については、資産化の要件を満たす場合に限り資産として認識することとしており、その他の支出は全て発生時に費用処理しております。

無形資産は、処分時、もしくははその使用または処分から将来の経済的便益が期待できなくなった時に認識を中止しております。無形資産の認識の中止から生じる利得または損失は、正味処分収入と当該資産項目の帳簿価額との差額として算定され、認識の中止時点で純損益として認識しております。当社グループは、無形資産の認識の中止から生じる利得または損失は、連結損益計算書の「その他の収益」または「その他の費用」に計上しております。

耐用年数を確定できる無形資産は、当該資産の耐用年数にわたり定額法により償却し、減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを実施しております。償却は、当該資産が使用可能となった時点に開始しております。

主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・ソフトウェア 5年

耐用年数を確定できる無形資産の耐用年数及び償却方法は連結会計年度末日ごとに見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能ではない無形資産については、償却を行わず、毎期または減損の兆候が存在する場合にはその都度減損テストを実施しております。

(ハ) リース

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるかまたはリースを含んでいるかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるかまたはリースを含んでいると判断しております。

(a) 借手のリース

リースの開始日において、使用权資産及びリース負債を認識しております。使用权資産は開始日において取得原価で測定しており、取得原価は、リース負債の当初測定額に、リースの開始日またはそれ以前に支払ったリース料を調整し、発生した当初直接コストと原資産の解体及び除去、原資産または原資産の設置された敷地の原状回復の際に生じるコストの見積りを加え、受領したリース・インセンティブを控除して測定しております。

使用权資産は、耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって定額法で減価償却を行い、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しております。リース期間は、リースの解約不能期間に、行使することが合理的に確実な延長オプションまたは行使しないことが合理的に確実な解約オプションの期間を加えて決定しております。

リース負債は、開始日において同日現在で支払われていないリース料を割引いた現在価値で測定しております。現在価値計算においては、リースの計算利率が容易に算定できる場合には当該利率を使用し、容易に算定できない場合は追加借入利率を使用しております。リース負債は、開始日後においては、リース負債に係る金利や、支払われたリース料を反映するようにリース負債の帳簿価額を増減しております。リース負債を見直した場合またはリースの条件変更が行われた場合には、リース負債を再測定し使用权資産を修正しております。

当社グループは、短期リース及び少額資産のリースについてIFRS第16号「リース」第6項を適用し、リース料をリース期間にわたり定額法により費用認識しております。また、実務上の便法として、非リース構成部分をリース構成部分と区分せず、リース構成部分及び関連する非リース構成部分を単一のリース構成部分として会計処理することを選択しております。

(b) 貸手のリース

リースはオペレーティング・リースまたはファイナンス・リースのいずれかに分類しております。原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんど全てを移転する場合には、ファイナンス・リースに分類し、原資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんど全てを移転するものではない場合には、オペレーティング・リースに分類しております。リースがファイナンス・リースなのかオペレーティング・リースなのかは、契約の形式ではなく取引の実質に応じて判定しております。

当社グループがサブリース契約の当事者である場合、ヘッドリース(借手側)とサブリース(貸手側)は別個に会計処理します。サブリースの分類は、ヘッドリースから生じる使用权資産を参照して判定しております。ヘッドリースが上記の免除規定を適用して会計処理する短期リースである場合、サブリースはオペレーティング・リースとして分類しております。

ファイナンス・リースにおけるリース債権は、リースと判定された時点で満期までの正味リース投資未回収額を債権として計上しております。リース料受取額は、金融収益と元本の回収部分に按分しております。リース債権は実効金利法による償却原価で測定しており、実効金利法による利息収益は純損益として認識しております。

オペレーティング・リースによるリース料については、定額法により収益として認識しております。

(二) 投資不動産

投資不動産は、賃貸収益もしくは資本増価またはその両方を目的として保有する不動産です。投資不動産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

投資不動産の取得原価から残存価額を控除した償却可能額を耐用年数にわたって、主として定額法により償却しております。投資不動産の主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・建物及び構築物 6～39年

土地については、減価償却を行っておりません。

投資不動産の残存価額、耐用年数及び減価償却方法は連結会計年度末日ごとに見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

④ のれんに関する事項

子会社の取得により生じたのれんは、連結財政状態計算書上、取得原価から減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上しております。

のれんは、取得対価が取得日時点における識別可能な資産及び負債の正味価額を上回る場合に、その超過額として測定しております。この差額が負の金額である場合には、直ちに純損益として認識しております。

のれんの償却は行わず、毎年同時期または減損の兆候が存在する場合には、その都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入れは行っておりません。

⑤ 非金融資産の減損

棚卸資産、売却目的で保有する資産、繰延税金資産及び退職給付に係る資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日毎に減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、個別の資産又は資金生成単位毎に回収可能価額を見積もっております。資金生成単位は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループであります。

のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を減損の兆候が存在する都度及び毎年同じ時期に回収可能価額を見積もっております。のれんの減損テストを行う際には、のれんを、企業結合によるシナジーによる便益が得られると期待される資金生成単位又は資金生成単位グループに配分した上で、減損テストを実施しております。

回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した割引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。

全社資産は独立したキャッシュ・インフローを生み出していないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を算定して判断しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額します。

のれんに関連する減損損失は戻し入れません。のれん以外の非金融資産について、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻し入れます。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻し入れます。

⑥ 外貨換算

(イ) 外貨建取引

当社グループ各社の計算書類は、その企業が事業活動を行う主たる経済環境の通貨である機能通貨で作成しております。

外貨建取引は、取引日の為替レートまたはそれに近似するレートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しております。これらの換算または決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて測定する資本性金融商品及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生ずる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

(ロ) 在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債(取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含む)については決算日レート、収益及び費用については取引日の為替レートに近似するレートで換算し、在外営業活動体の換算差額はその他の包括利益に認識しております。

在外営業活動体の処分時には、その他の包括利益に認識され資本に累積されていた在外営業活動体の換算差額は、処分による利得または損失が認識される時に資本から純損益に振り替えております。

⑦ 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的または推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識します。引当金は、貨幣の時間価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは「金融費用」として認識します。

当社グループにおける引当金の主な内容は以下のとおりです。

(イ) 資産除去債務

賃借契約終了時に原状回復義務のある店舗等の原状回復費用見込額について、資産除去債務として引当金を認識するとともに、当該資産の取得原価に加算しております。将来の見積費用及び適用された割引率は毎年見直され、修正が必要と判断された場合は当該資産の帳簿価額に加算または控除し、会計上の見積りの変更として処理しております。

(ロ) 株主優待費用引当金

株主優待制度の将来の株主優待券の利用による費用の発生に備えるため、株主優待券の利用実績率に基づいて、連結会計年度末日の翌日以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

⑧ 従業員給付

(イ) 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、従業員が関連する勤務を提供した時点で費用として計上しております。

賞与及び有給休暇費用については、当社グループが、従業員から過去に提供された労働の結果としてそれらを支払うべき現在の法的もしくは推定的債務を負っており、かつ信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づき見積られる額を負債として認識しております。

(ロ) 退職後給付

当社及び一部の連結子会社は、退職給付制度として、確定拠出制度及び確定給付制度を採用しております。

(a) 確定拠出制度

確定拠出制度に支払うべき拠出額を、従業員が関連するサービスを提供した時点で費用として計上しております。

(b) 確定給付制度

確定給付負債(資産)の純額は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値(必要な場合には、確定給付資産の上限、最低積立要件への調整を含む)を控除したものであり、退職給付に係る資産または負債として連結財政状態計算書で認識しております。確定給付制度債務は、予測単位積増方式に基づいて算定され、その現在価値は、将来の予想支払額に割引率を適用して算定しております。割引率は、給付が見込まれる期間に近似した満期を有する優良社債の利回りを参照して決定しております。年金制度への拠出金は、定期的な数理計算により算定し、通常、保険会社または信託会社が管理する基金へ支払いを行っております。

勤務費用及び確定給付負債(資産)の純額に係る利息純額は純損益として認識しております。数理計算上の差異、純利息費用に含まれる部分を除く制度資産に係る収益及び資産上限額の影響の変動については、それらが生じた期間におい

て確定給付制度の再測定としてその他の包括利益に認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金へ振り替えております。また、過去勤務費用は、制度改訂または縮小が発生した期の純損益として認識しております。

⑨ 収益

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除く顧客との契約について、顧客への財またはサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。なお、顧客との契約における対価に変動対価が含まれている場合には、変動対価に関する不確実性がその後で解消される際に、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ、取引価格に含めております。取引価格について、変動対価の額に重要性はありません。

また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に(または充足するにつれて)収益を認識する。

当社グループは主に家具・インテリア用品・ホームセンター商品の開発・製造・販売を行っており、商品を顧客に販売することを履行義務としております。これらの商品については、商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、主に商品の引渡時点に収益を認識しております。また、当社グループは会員顧客向けのポイント制度を運営しており、顧客への商品販売に伴い付与したポイントは履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定されたポイントの独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行うことで、契約負債の金額を算定しております。契約負債はポイントの利用時及び失効時に取り崩しを行い、収益を認識しております。

⑩ 法人所得税

法人所得税は、当期税金及び繰延税金から構成されております。これらは、企業結合に関連するもの、及び直接資本の部またはその他の包括利益で認識される項目を除き、純損益として認識しております。

(イ) 当期税金

当期税金は、税務当局に対する納付または税務当局からの還付が予想される金額で測定しております。税額の算定に使用する税率及び税法は、決算日までに制定または実質的に制定されたものです。

(ロ) 繰延税金

繰延税金は、報告期間の末日における資産及び負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との間の一時差異等に基づいて算定しております。繰延税金資産は、将来減算一時差異、未使用の繰越税額控除及び繰越欠損金について、それらを回収できる課税所得が生じると見込まれる範囲において認識し、繰延税金負債は、原則として、将来加算一時差異について認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上しておりません。

- ・のれんの当初認識から生じる一時差異
- ・企業結合以外の取引で、取引時に会計上の利益にも税務上の課税所得にも影響を与えず、かつ、同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異とを生じさせない取引における資産または負債の当初認識に係る一時差異
- ・子会社及び関連会社に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、解消時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合
- ・子会社及び関連会社に対する投資に係る将来減算一時差異のうち、予測可能な将来に当該一時差異が解消する可能性が低い場合または当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が低い場合

繰延税金資産の帳簿価額は毎期見直され、繰延税金資産の全額または一部が使用できるだけの十分な課税所得が稼得され

ない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しております。未認識の繰延税金資産は毎期再評価され、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識されます。

繰延税金資産及び負債は、決算日までに制定または実質的に制定されている法定税率（及び税法）に基づいて、資産が実現されるまたは負債が決済される期に適用されると予想される税率（及び税法）によって測定されます。

繰延税金資産及び負債は、当期税金負債と当期税金資産を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ以下のいずれかの場合に相殺しております。

- ・法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合
- ・異なる納税主体に課されているものの、これらの納税主体が当期税金資産及び当期税金負債を純額ベースで決済することを意図している、もしくは資産の実現と負債の決済を同時に行うことを意図している場合

当社グループは、2023年5月23日に改訂されたIAS第12号「法人所得税」の一時的な例外規定を適用し、経済開発協力機構(OECD)が公表した第2の柱モデルルールを導入するために制定または実質的に制定された税法から生じる法人所得税に係る繰延税金資産及び負債に関して、認識及び開示を行っておりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

IFRS会計基準に準拠した連結計算書類の作成において、経営者は当社グループの会計方針の適用、資産・負債・収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り並びに仮定の設定を行っております。これらの見積り及び仮定は、過去の経験及び利用可能な情報を収集し、報告日において合理的であると考えられる様々な要因等を勘案した経営者の最善の判断に基づいております。しかし、その性質上、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。また、見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しており、会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りが変更された会計期間及び将来の会計期間において認識されます。

翌連結会計年度において資産や負債の帳簿価額の重要な修正につながるリスクを伴う見積りを行った項目は以下のとおりです。

(1) 非金融資産の減損

当連結会計年度において、「4. 連結損益計算書に関する注記」の記載のとおり、ニトリ事業の店舗の固定資産について減損損失3,972百万円、島忠事業の店舗の固定資産について減損損失175百万円を計上しております。また、ニトリ事業の一部の店舗について回収可能価額の見直しを行った結果、帳簿価額を回収可能価額まで回復させる必要が生じたため、減損損失戻入益1,500百万円を計上しております。

当社グループは有形固定資産（使用権資産を含む）及び無形資産について、資産または資金生成単位毎に減損の兆候がある場合には、減損テストを実施しております。ただし、のれんについては、毎期及び減損の兆候を識別したときに減損テストを実施し、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合、減損損失を計上しております。回収可能価額は使用価値又は処分コスト控除後の公正価値のどちらか高い方により測定しております。

当社グループでは、有形固定資産（使用権資産を含む）及び無形資産について、資金生成単位を主として店舗毎とし、回収可能価額を算定しております。

上記の回収可能価額の見積りに当たっては、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果により影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

なお、中国大陸事業全体に属する子会社の資産は、不動産市場の停滞の影響等により、中国国内店舗の収益性の低下が生じていることから、減損の兆候があると判断し、減損テストを行いました。検討の結果、使用価値が帳簿価額を上回ったため、減損損失は計上しておりません。中国大陸事業における事業計画では、将来の店舗数の増加や店舗当たり売上高の成長を重要な仮定として織り込んでおります。当該見積りに関して、中国大陸事業の店舗開発・運営は国内事業に比べ新規性が高く、将来の不確実な経済条件の変動等により見積りの見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において、減損損失が発生する可能性があります。

中国大陸事業には、有形固定資産11,491百万円、無形資産50百万円を含めております。

回収可能価額の算定方法については、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (5) 会計方針に関する事項

⑤ 非金融資産の減損」に記載しております。

当連結会計年度の連結財政状態計算書に計上した有形固定資産（使用権資産を含む）、無形資産及び投資不動産の金額は909,005百万円、9,983百万円及び95,342百万円です。

(2) リース期間の決定

当社グループは、リース期間について、リースの解約不能期間に、延長することが合理的に確実である期間、及び解約しないことが合理的に確実な期間を加えた期間を加味し決定しております。具体的には、リース期間を延長または解約するオプションの有無及び行使の可能性、解約違約金の有無等を考慮し、リース期間を見積もっております。これらは、将来の不確実な経済条件の変動や契約更新時の経営環境の状況等により、使用権資産及びリース負債の金額に重要な修正を生じさせる可能性があります。

リース期間の決定に関する内容については、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (5) 会計方針に関する事項 ③ 重要な減価償却資産の減価償却の方法 (ハ) リース」に記載しております。

当連結会計年度の連結財政状態計算書に計上した使用権資産、リース負債（流動）及びリース負債（非流動）の金額は241,226百万円、32,923百万円及び211,078百万円です。なお、使用権資産、リース負債（流動）及びリース負債（非流動）は、連結財政状態計算書の「有形固定資産」、「その他の金融負債（流動負債）」及び「その他の金融負債（非流動負債）」に含まれております。

(3) 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。繰延税金資産の認識に際しては、課税所得が生じる可能性の判断において、将来獲得し得る課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

当該見積りの基礎となる課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済条件の変動などにより、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、繰延税金資産の回収可能性の評価が異なる可能性があります。

繰延税金資産に関する内容については、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (5) 会計方針に関する事項 ⑩ 法人所得税」に記載しております。

当連結会計年度の連結財政状態計算書に計上した繰延税金資産の金額は48,143百万円です。

(4) 確定給付制度債務の測定

確定給付制度債務の現在価値及び関連する勤務費用等は、数理計算上の仮定に基づいて算定されております。数理計算上の仮定には、割引率や予想昇給率等、様々な変数についての見積り及び判断が求められます。数理計算上の仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果や関連法令の改正・公布によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な変動を与える可能性があります。

確定給付制度債務に関する内容については、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (5) 会計方針に関する事項 ⑧ 従業員給付」に記載しております。

当連結会計年度の連結財政状態計算書に計上した退職給付に係る負債の金額は、6,190百万円です。

3. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産	
有形固定資産	2,732百万円
その他の金融資産	31百万円
合計	2,763百万円

上記に対応する債務は次のとおりであります。

営業債務及びその他の債務	195百万円
その他の金融債務（流動）	80百万円
その他の金融債務（非流動）	889百万円
合計	1,165百万円

(2) 資産から直接控除した損失評価引当金

営業債権及びその他の債権	8百万円
合計	8百万円

(3) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産	313,750百万円
使用権資産	113,484百万円

減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。

4. 連結損益計算書に関する注記

(減損損失に関する事項)

(1) 減損損失の計上

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

① ニトリ事業

地域	用途	種類	減損損失 (百万円)
日本	店舗	建物及び構築物、土地等	1,443
中国大陸	店舗	建物及び構築物等	984
マレーシア	店舗	建物及び構築物等	279
シンガポール	店舗	建物及び構築物等	100
タイ	店舗	建物及び構築物等	882
ベトナム	店舗	建物及び構築物等	34
韓国	店舗	建物及び構築物等	247
	合計		3,972

② 島忠事業

地域	用途	種類	減損損失 (百万円)
日本	店舗	建物及び構築物等	175

資産のグルーピングは、事業の種類毎に概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資金生成単位で行っており、そのうち一部の店舗については閉店の決定または収益性の低下を勘案し、減損損失を計上しており、連結損益計算書の「その他の費用」に含まれております。

回収可能価額は、使用価値または処分コスト控除後の公正価値のうち、いずれか大きい方の金額としております。使用価値は、マネジメントが承認した予測と成長率を基礎としたキャッシュ・フローを主に8.38%~12.53%（税引前）で割引いて算定しております。予測は原則として5年を限度としており、市場の長期平均成長率を超過する成長率は用いておりません。割引率(税引前)は、主として加重平均資本コストを基礎に算定しております。公正価値については、当該不動産の所在する国の評価基準に従った、社外の独立した不動産鑑定士による鑑定評価等に基づいて算定しており、公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分されます。

(2) 減損損失の戻入

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失戻入益を計上しました。

ニトリ事業

地域	用途	種類	減損損失戻入益 (百万円)
日本	店舗	建物及び土地	1,500

資産のグルーピングは、事業の種類毎に概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資金生成単位で行っており、そのうち一部の店舗について回収可能価額の見直しを行った結果、帳簿価額を回収可能価額まで回復させる必要が生じたため、減損損失戻入益を計上しており、連結損益計算書の「その他の収益」に含まれております。

回収可能価額は処分コスト控除後の公正価値により測定しております。処分コスト控除後の公正価値は、社外の独立した不動産鑑定士による鑑定評価等に基づいて算定しており、当該公正価値のヒエラルキーはレベル3に区分されます。

連結計算書類

5. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式	普通株式	114,443,496	457,773,984	—	572,217,480
自己株式	普通株式	1,431,914	5,728,385	57	7,160,242

- (注) 1. 普通株式の発行済株式の株式数の増加457,773,984株は、株式分割による増加であります。
 2. 普通株式の自己株式の株式数の増加5,728,385株は、株式分割による5,727,508株の増加と単元未満株式の買取による877株の増加であります。
 3. 普通株式の自己株式の株式数の減少57株は、「株式給付信託 (J-ESOP)」の行使による減少であります。
 4. 普通株式の自己株式の当連結会計年度末株式数には、「株式給付信託 (J-ESOP)」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式が1,936,805株含まれております。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月13日 取締役会	普通株式	8,618	76.0	2025年3月31日	2025年6月10日
2025年11月13日 取締役会	普通株式	8,731	77.0	2025年9月30日	2025年12月2日

- (注) 1. 2025年3月31日を基準日とする配当金の総額は、「株式給付信託 (J-ESOP)」の導入において設定した株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式に対する配当金29百万円を含めて記載しております。
 2. 2025年9月30日を基準日とする配当金の総額は、「株式給付信託 (J-ESOP)」の導入において設定した株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式に対する配当金29百万円を含めて記載しております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年5月14日 取締役会	普通株式	8,731	利益 剰余金	15.4	2026年3月31日	2026年6月9日

- (注) 1. 配当金の総額は、「株式給付信託 (J-ESOP)」の導入において設定した株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式に対する配当金29百万円を含めて記載しております。
 2. 当社は2025年9月30日を基準日、2025年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。基準日が2025年10月1日以降の1株当たり配当額につきましては、当該株式分割後の実際の配当金の額を記載しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 資本管理

当社グループは、企業価値向上のため、資本コストを上回る成長投資機会を追求し、事業オペレーション改善を通じた資産効率の向上と、財務健全性も考慮した適正な資本構成の構築を資本管理の基本方針としております。当社グループは、最適な資本構成を維持するために財務指標のモニタリングを実施しており、財務の健全性・柔軟性については主に信用格付け、資本効率については親会社所有者帰属持分当期利益率(ROE)を適宜モニタリングしております。なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制(会社法等の一般的な規定を除く。)はありません。

(注) ROE：親会社の所有者に帰属する当期利益÷親会社の所有者に帰属する持分(期首・期末の平均)

(2) 財務上のリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスクとして信用リスク・流動性リスク・市場リスクに晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。デリバティブは、為替変動リスクを軽減するために為替予約を利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

① 信用リスク管理

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクです。

受取手形及び売掛金である営業債権は、取引先の信用リスクに晒されておりますが、回収までの期間が短く、貸倒実績率も極めて低い状況ですが、営業債権については、取引先毎に期日及び残高を管理しており、信用状態が危惧される場合は、速やかに回収を図る等リスクの低減に努めております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃貸借契約によるものであり、預託先の信用リスクに晒されておりますが、預託先ごとに期日管理、残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握やリスク軽減を図っております。

連結会計年度の末日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーは、金融資産の減損後の帳簿価額となりますが、過年度において重要な貸倒損失を認識した実績はありません。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債務及び外貨建予定取引に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引です。当社グループの取引の相手方は、いずれも信用度の高い金融機関であり、相手方の債務不履行による信用リスクはほとんどないと判断しております。取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内ルールに従い、財務経理部門が決裁者の承認を得て行っております。

なお、当社グループは、単独の相手先またはその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

当社グループは、信用リスクは限定的であり、金融資産の減損への影響は軽微であるため、信用リスクのエクスポージャー及び損失評価引当金の増減の記載を省略しております。

② 流動性リスク管理

流動性リスクは、現金またはその他の金融資産により決済する金融負債に関連する債務を履行する際に困難に直面するリスクです。当社グループは、必要な資金について、基本的に自己資金及び借入金等により充当することとしておりますが、それら負債は財務状況及び資金調達環境の悪化等により支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

当社グループは、各部署からの報告に基づき、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、不測の事態においても必要支払予定額に不足することのないように手元流動性の維持とともに、借入金の返済のため計画的に資金を確保することで流動性リスクを管理しております。また、当社グループでは資金繰り状況及び見通しの把握を随時行うことなどにより、流動性リスクを管理しております。

③ 市場リスク管理

当社グループは、外貨建の取引等に伴う為替変動リスク、資金の調達等に伴う金利変動リスク並びに上場株式の保有等に伴う市場価格変動リスクに晒されております。

(イ) 為替リスク

当社グループは、販売する商品の大半をプライベートブランドとして開発輸入を行っていることから、仕入債務について為替変動リスクに晒されております。当該外国為替相場の変動リスクを低減するために、為替予約取引を利用しております。当社グループは、為替エクスポージャー及び為替レートの動向を継続的にモニタリングすることにより、為替リスクを管理しております。

(ロ) 金利リスク

金利リスクは、市場金利の変動によって金融商品の公正価値または将来キャッシュ・フローが変動するリスクです。当社グループは、設備投資計画、資金繰り表等に照らして、借入を行っており、その借入金の使途は、主に設備投資及び投融資に必要な資金の調達であり、固定金利です。金利変動リスクに晒されている借入金の残高は僅少です。

(ハ) 株価変動リスク

当社グループは、事業戦略を円滑に遂行する目的で業務上の関係を有する企業の株式を保有しており、資本性金融資産(株式)の価格変動リスクに晒されております。これらの資本性金融資産については、定期的に市場価格や発行体の財務状況を把握し、保有状況を継続的に見直しております。なお、当社グループでは、短期トレーディング目的で保有する資本性金融資産はなく、これらの投資を活発に売買することはしておりません。

(3) 金融商品の公正価値等に関する事項

① 公正価値ヒエラルキー

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しております。当該分類において、それぞれの公正価値のヒエラルキーは、以下のように定義しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産または負債の市場価格

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接または間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

公正価値測定に複数のインプットを使用している場合には、その公正価値測定の全体において重要な最も低いレベルのインプットに基づいて公正価値のレベルを決定しております。

② 公正価値で測定する金融商品

(イ) 公正価値で測定する金融商品の内訳

公正価値のヒエラルキーごとに分類された、連結財政状態計算書に経常的に公正価値で測定する金融商品は以下のとおりです。

	レベル1	レベル2	レベル3	(単位：百万円) 合計
金融資産				
その他の金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
出資金	－	－	335	335
その他	－	145	－	145
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	28,534	－	905	29,440
合計	28,534	145	1,241	29,921

(注) レベル間の重要な振替が行われた金融商品の有無は毎報告期間の末日に判断しております。当連結会計年度において、レベル1、2の間で重要な振替が行われた金融商品はありません。

(ロ) 金融商品の公正価値の測定方法

(a) 出資金

出資金は主に投資事業有限責任組合への出資金です。出資金の公正価値は、組合財産に対する持分相当額により算定しており、レベル3に分類しております。

(b) 株式

連結計算書類

上場株式の公正価値については、期末日の市場価格によって算定しており、公正価値ヒエラルキーのレベル1に分類しております。活発な市場における公表価格が入手できない非上場株式の公正価値については、類似企業比較法等の評価技法を使用して算定しており、公正価値ヒエラルキーのレベル3に分類しております。類似企業比較法では、対象企業の類似上場企業を選定し、当該類似企業の株式指標を用いて公正価値を算定しております。

(ハ) レベル3に分類された金融商品の調整表

レベル3に分類された経常的な公正価値測定について、期首残高から期末残高への調整表は、以下のとおりです。

	(単位：百万円)
期首残高	1,421
利得または損失	
純損益(注1)	△29
その他の包括利益(注2)	△165
購入	25
売却	△10
期末残高	1,241
報告期間末に保有している資産について純損益に計上された当期の未実現損益の変動(注3)	△29

- (注) 1. 純損益に含まれている利得及び損失は、決算日時点の純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に関するものです。これらの純損益は連結損益計算書の「金融収益」及び「金融費用」に含まれております。
2. その他の包括利益に含まれている利得及び損失は、決算日時点のその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものです。これらの利得及び損失は連結包括利益計算書の「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」に含まれております。
3. 連結損益計算書の「金融収益」及び「金融費用」に含まれております。
4. レベル3に分類されている経常的な公正価値測定について、重要な観察可能でないインプットに関する主な定量的情報は以下のとおりです。

項目	評価技法	観察可能でない インプット	2026年3月31日
株式	類似企業比較法	PBR(倍)	0.61

PBRは、上昇した場合に株式の公正価値が増加する関係にあります。なお、レベル3に区分した金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれておりません。

5. レベル3に分類された金融商品については、適切な権限者により承認された評価方針及び手続に従い、担当部署が対象金融商品の評価方法を決定し、公正価値を測定しております。公正価値の測定結果については適切な責任者が承認しております。
- ③ 償却原価で測定する金融商品の公正価値
- (イ) 公正価値及び帳簿価額

償却原価で測定する金融商品の帳簿価額及び公正価値は以下のとおりです。なお、帳簿価額と公正価値が近似している金融商品については、以下の表には含めておりません。

(単位：百万円)		
	帳簿価額	公正価値
金融資産		
その他の金融資産		
敷金及び保証金	42,838	38,110
リース債権	5,136	4,845
合計	47,974	42,956
金融負債		
借入金 (注)	160,000	159,708
その他の金融負債		
預り敷金及び保証金	9,790	9,108
合計	169,790	168,816

(注) 1年内返済予定の借入の残高を含んでおります。

(ロ) 金融商品の公正価値の算定方法

(a) 敷金及び保証金、預り敷金及び保証金

敷金及び保証金並びに預り敷金及び保証金の公正価値は、一定の期間ごとの将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づいた利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

(b) リース債権

リース債権の公正価値は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値に基づいて算定しており、レベル2に分類しております。

(c) 借入金

借入金の公正価値は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2に分類しております。

7. 投資不動産に関する注記

(1) 投資不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、全国主要都市を中心に賃貸商業施設等（土地を含む）を有しております。

(2) 投資不動産の公正価値に関する事項

帳簿価額（百万円）	公正価値（百万円）
95,342	112,670

(注) 1. 帳簿価額は、取得原価から、減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。

2. 重要な投資不動産の公正価値は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価等に基づいており、その評価は、当該不動産の所在する国の評価基準に従い類似資産の市場価格を反映した市場証拠に基づいております。投資不動産の公正価値のヒエラルキーはレベル3です。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な顧客またはサービスの種類に分解した収益の情報は以下のとおりです。

	(単位：百万円)		
	報告セグメント		
	ニトリ事業	島忠事業	連結
売上収益			
店舗売上	677,774	98,705	776,479
通販売上	90,854	692	91,546
その他	27,070	334	27,404
顧客との契約から認識した収益	795,698	99,731	895,430
その他の源泉から認識した収益	7,849	8,968	16,817
外部顧客への売上収益合計	803,548	108,699	912,248

(注) その他の源泉から認識した収益は、主にオペレーティング・リース収益です。

なお、顧客との契約から認識した収益は、大部分が一時点で顧客に移転される財またはサービスから生じる収益であり、一定期間にわたり収益を認識する収益については、その金額に重要性がないため、「顧客との契約から生じる収益を分解した収益」に区分して記載することを省略しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは主に家具・インテリア用品・ホームセンター商品の開発・製造・販売を行っており、商品を顧客に販売することを履行義務としております。これらの商品については、商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、主に商品の引渡時点に収益を認識しております。また、当社グループは会員顧客向けのポ

イント制度を運営しており、顧客への商品販売に伴い付与したポイントは履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定されたポイントの独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行うことで、契約負債の金額を算定しております。契約負債はポイントの利用時及び失効時に取り崩しを行い、収益を認識しております。

なお、顧客との契約に係る対価は、履行義務の充足時点から、通常1年以内に支払を受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約残高

契約残高の内訳は以下のとおりです。

	期首残高 (百万円)	期末残高 (百万円)
顧客との契約から生じた債権		
受取手形及び売掛金	71,006	72,743
契約負債	30,506	29,416

契約負債は、商品の販売に伴い顧客に付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格を配分して算定した額及び前受金等です。契約負債は、履行義務の充足による収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点における契約負債に関連する金額は30,506百万円です。

なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要なものはありません。

② 残存履行義務

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用して、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

③ 顧客との契約獲得または履行のためのコストから認識した資産等

当連結会計年度において、顧客との契約の獲得または履行のためのコストから認識した資産に重要なものはありません。また、認識すべき資産の償却期間が1年以内である場合には、実務上の便法を使用し、契約の獲得の増分コストを発生時に費用として認識しております。

連結計算書類

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分	1,749円49銭
基本的1株当たり当期利益	157円98銭

(注) 当社は、2025年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。上記の1株当たり親会社所有者帰属持分と基本的1株当たり当期利益は、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第54期 2026年3月31日現在	第53期(ご参考) 2025年3月31日現在	科 目	第54期 2026年3月31日現在	第53期(ご参考) 2025年3月31日現在
資産の部			負債の部		
流動資産	113,892	19,024	流動負債	266,422	177,647
現金及び預金	62,462	11,772	短期借入金	140,000	160,000
売掛金	1,728	1,757	関係会社短期借入金	107,660	—
前払費用	1,540	1,546	1年内返済予定の長期借入金	10,000	10,000
短期貸付金	44,854	671	リース債務	136	136
未収入金	3,299	3,269	未払金	2,858	2,973
その他	6	7	未払法人税等	1,205	544
固定資産	555,801	580,217	預り金	198	185
有形固定資産	216,103	215,690	賞与引当金	1,136	718
建物	48,844	51,471	株主優待費用引当金	495	455
構築物	1,918	1,838	その他	2,731	2,633
機械及び装置	5,930	7,121	固定負債	45,465	48,463
車両運搬具	0	2	長期借入金	10,000	20,000
工具、器具及び備品	350	280	関係会社長期借入金	23,300	16,000
土地	158,371	153,314	リース債務	401	538
リース資産	538	674	役員退職慰労引当金	145	145
建設仮勘定	149	986	長期預り敷金保証金	5,734	5,970
無形固定資産	6,046	5,344	資産除去債務	5,732	5,624
借地権	3,957	3,957	その他	151	185
ソフトウェア	1,883	1,322	負債合計	311,888	226,111
ソフトウェア仮勘定	203	62	純資産の部		
その他	2	2	株主資本	348,763	367,127
投資その他の資産	333,651	359,181	資本金	13,370	13,370
投資有価証券	27,439	22,986	資本剰余金	26,299	26,299
関係会社株式	277,056	276,431	資本準備金	13,506	13,506
長期貸付金	285	318	その他資本剰余金	12,792	12,792
関係会社長期貸付金	30,655	57,600	利益剰余金	312,758	331,119
従業員に対する長期貸付金	64	118	利益準備金	500	500
長期前払費用	2,726	2,498	その他利益剰余金	312,258	330,619
繰延税金資産	4,264	5,360	別途積立金	53,600	53,600
差入保証金	2,909	3,709	繰越利益剰余金	258,658	277,019
敷金	11,827	12,020	自己株式	△3,664	△3,661
その他	5,182	5,254	評価・換算差額等	9,042	6,003
貸倒引当金	△28,759	△27,117	その他有価証券評価差額金	9,042	6,003
資産合計	669,694	599,241	純資産合計	357,806	373,130
			負債・純資産合計	669,694	599,241

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第54期 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)		第53期 (ご参考) (2024年4月1日から2025年3月31日まで)	
売上高				
不動産賃貸収入	26,364		27,044	
関係会社受取配当金	1,819	28,184	2,034	29,078
売上原価				
不動産賃貸原価	21,268	21,268	20,933	20,933
売上総利益		6,916		8,145
販売費及び一般管理費		19,321		20,390
営業損失		△12,405		△12,245
営業外収益				
受取利息	404		259	
受取配当金	551		526	
経営指導料	19,232		19,978	
その他	1,133	21,321	794	21,559
営業外費用				
支払利息	1,450		696	
貸倒引当金繰入額	1,642		22,317	
その他	67	3,160	148	23,162
経常利益又は経常損失		5,756		△13,848
特別利益				
固定資産売却益	2	2	16	16
特別損失				
固定資産除売却損	0		0	
関係会社株式評価損	4,583		3,031	
減損損失	357	4,940	17	3,048
税引前当期純利益 または税引前当期純損失		818		△16,880
法人税、住民税及び事業税	2,132		2,030	
法人税等調整額	△302	1,829	138	2,169
当期純損失		△1,011		△19,050

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

第54期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
					別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	13,370	13,506	12,792	26,299	500	53,600	277,019	331,119	△3,661	367,127
当期変動額										
剰余金の配当							△17,350	△17,350		△17,350
当期純損失							△1,011	△1,011		△1,011
自己株式の取得									△2	△2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	△18,361	△18,361	△2	△18,363
当期末残高	13,370	13,506	12,792	26,299	500	53,600	258,658	312,758	△3,664	348,763

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	6,003	6,003	373,130
当期変動額			
剰余金の配当			△17,350
当期純損失			△1,011
自己株式の取得			△2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,039	3,039	3,039
当期変動額合計	3,039	3,039	△15,324
当期末残高	9,042	9,042	357,806

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法を採用しております。

(ロ) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～34年
構築物	10年～20年
機械及び装置	8年～12年
車両運搬具	5年～6年
工具、器具及び備品	5年～10年

また、事業用借地権設定契約に基づく借地権上の建物については借地契約期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、上記に係る耐用年数は主に20年であります。

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛金、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度末以前1年間の支給実績を基準にして、当事業年度に対応する支給見込額を計上しております。

③ 株主優待費用引当金

株主優待券の利用による費用の発生に備えるため、株主優待券の利用実績等を基準として当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。また、2004年4月に役員退職慰労金制度を廃止しており、2004年5月以降対応分については引当金計上を行っておりません。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主として関係会社からの不動産等の賃貸収入及び受取配当金となります。不動産等の賃貸収入においては、主に商業施設の賃貸を行っており、不動産賃貸契約で定められたサービスを提供することが履行義務であり、一定期間にわたり履行義務が充足されることからサービスの提供期間にわたり収益を認識しております。また、受取配当金については、配当金の効力発生日において収益を認識しております。なお、顧客との契約に係る対価は、履行義務の充足時点から、通常1年以内に支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	277,056百万円
関係会社株式評価損	4,583百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、市場価格のない関係会社株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復の可能性が合理的に認められる場合を除いて、評価損を計上することとしております。関係会社株式の評価の見積りに用いる実質価額は、発行会社の直近の計算書類を基礎として算定した1株当たり純資産額に当社の所有株式を乗じた金額で算定しております。なお、当該回復可能性は、関係会社の事業計画に基づいて判断しておりますが、関係会社の業績悪化、事業計画や市場環境の変化等により、見積りに変化が生じた場合には、翌事業年度以降の計算書類において、関係会社株式の評価に影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産	
建物	2,482百万円
上記に対応する債務は次のとおりであります。	
流動負債その他	76百万円
長期預り敷金保証金	934百万円
合計	1,010百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分掲記したものを除く）

短期金銭債権	49,786百万円
短期金銭債務	1,238百万円
長期金銭債務	450百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

105,582百万円

(4) 取締役に対する金銭債権及び金銭債務

該当事項はありません。

(5) 債務保証

保 証 先	金 額	内 容
(株)ニトリパブリック	11百万円	支払債務
SIAM NITORI CO., LTD.	20百万円	支払債務
Nitori Logistics (Thailand) Co., Ltd.	4百万円	支払債務

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との営業取引高

売上高	20,888百万円
仕入高	794百万円
販売費及び一般管理費	461百万円

(2) 関係会社との営業取引以外の取引による取引高

20,076百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	株式の種類	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数
自己株式	普通株式	1,044,496	4,178,941	－	5,223,437

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加4,178,941株は、株式分割による4,178,064株の増加と単元未満株式の買取による877株の増加であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

繰延税金資産

(単位：百万円)

貸倒引当金	9,065
子会社株式評価損	8,828
減価償却超過額	5,345
会社分割に伴う関係会社株式	2,075
減損損失	156
賞与引当金	358
未払事業税・事業所税	107
未払不動産取得税	21
資産除去債務	219
役員退職慰労引当金	45
その他	1,798
繰延税金資産小計	28,022
評価性引当額	△18,253
繰延税金資産合計	9,768

繰延税金負債

建設協力金等	△1,209
その他有価証券評価差額金	△4,140
資産除去債務に対応する除去費用	△154
繰延税金負債合計	△5,504
繰延税金資産の純額	4,264

計算書類

7. 関連当事者との取引に関する注記 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有（被 所有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株) ニ ト リ	所有 直接 100 %	資金の貸付 建物等の賃貸・賃借 経営管理 役員の兼任	資金の借入 (注) 1	130,346	関係会社短期借入金	88,375
				資金の返済 (注) 1	41,970		
				資金の貸付 (注) 1	84,427	関係会社短期貸付金	43,265
				資金の回収 (注) 1	41,161		
				建物等の賃貸 (注) 2	18,378	売 掛 金	1,703
				経営指導料の受取 (注) 3	12,350	関係会社未収入金	1,606
				事務サービス料の受取 (注) 3	4,893		
子会社	(株) 島 忠	所有 直接100%	経営管理 資金の借入 役員の兼任	資金の借入 (注) 1	4,000	関係会社長期借入金	20,000
				資金の借入 (注) 1	30,001	関係会社短期借入金	13,294
				資金の返済 (注) 1	16,706		
子会社	(株)ニトリファニチャー	所有 直接 100 %	経営管理 資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注) 1	—	関係会社長期貸付金	17,293

- (注) 1. 資金の貸付及び資金の借入については、市場金利を勘案して利率を決定しております。
 2. 建物等の賃貸・賃借については、近隣の取引実勢に基づき、物件の所有、管理に係る諸経費等を勘案して決定しております。
 3. 経営指導料及び事務サービス料については、役務提供に対する費用等を勘案して合理的に価格を決定しております。
 4. (株)ニトリファニチャーに対する資金の貸付については、同貸付に対して貸倒引当金17,293百万円を計上しております。

8. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 631円06銭

1株当たり当期純損失 1円78銭

(注) 当社は、2025年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。上記の1株当たり純資産額と1株当たり当期純損失は、当会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

2026年5月18日

独立監査人の監査報告書

株式会社ニトリホールディングス
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 井出正弘
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大井秀樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニトリホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社ニトリホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関し責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

2026年5月18日

独立監査人の監査報告書

株式会社ニトリホールディングス
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 井出正弘
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大井秀樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニトリホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討をいたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」の内容は相当であり、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月19日

株式会社ニトリホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 久保 隆 男 ㊟

監査等委員 井澤 吉 幸 ㊟

監査等委員 安藤 久 佳 ㊟

監査等委員 金 高 雅 仁 ㊟

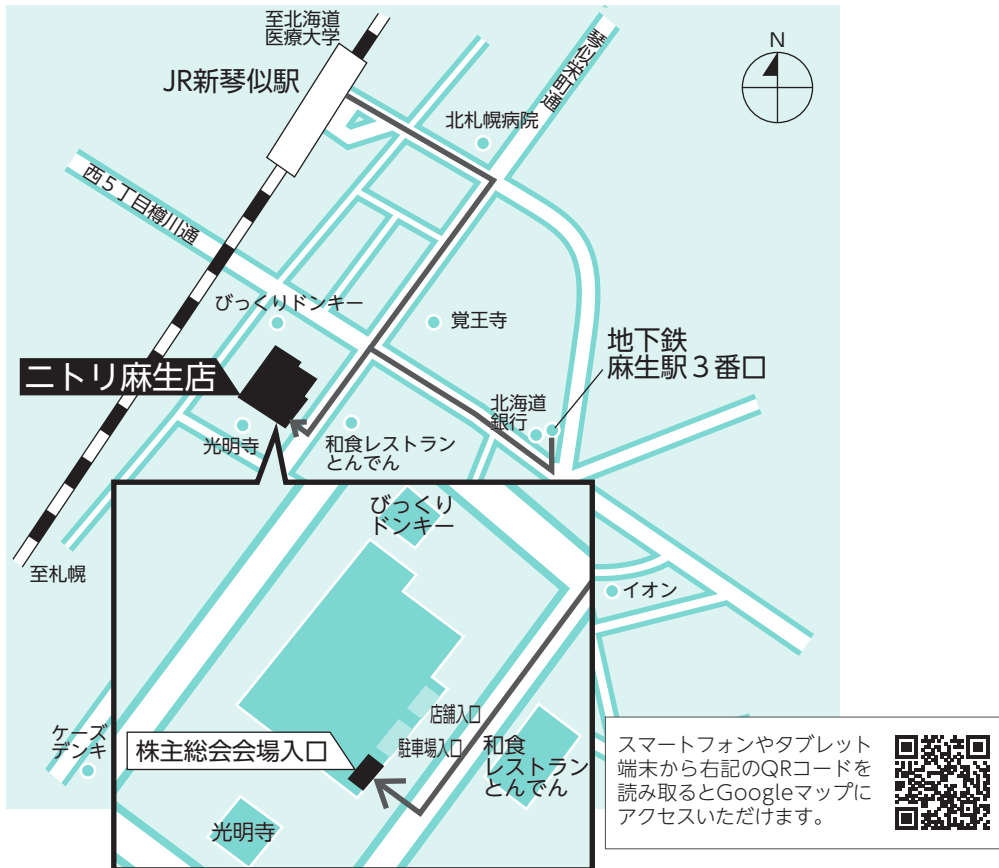
(注) 監査等委員井澤吉幸、安藤久佳及び金高雅仁は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場

株式会社ニトリホールディングス 札幌本社6階会議室 (ニトリ麻生店階上)
札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号 電話 011-330-6200 (代表)
車いすでご来場の株主様には会場内に専用スペースを設けております。



交通機関

札幌市営地下鉄南北線 「麻生駅」 3番口より徒歩5分

JR札沼線 (学園都市線) 「新琴似駅」 より徒歩7分

(当日は駐車場の混雑が予想されますので、公共交通機関等をご利用願います。)



この報告書は、FSC®認証紙と、
環境に優しい植物油インキを
使用して印刷しています。

